

第七章 戰 国 時 代

一 長宗我部氏と豊永氏

長宗我部氏は、蘇我臣の部民である宗我部の裔である——と大田亮博士は、その著「姓氏家系大辞典」にのべている。

「長宗我部家伝言秦河勝の後胤なり、家紋は鳩かたばと酸草、また別本には長宗我部氏は、その始祖は異国から来た。船が日本国の伊勢国桑名浦に着いた。浦人はこれをたすけ、ここに住居した。長宗我部氏は桑名を出発して土佐国に赴いた。——」とある。

長宗我部氏が桑名を発して土佐国に赴く云云など見えるので学者はこれを信ずるものが多いが、自登は信じ難い。秦氏を名称とするのは波多国造に縁故があるか、と説かれている。

蘇我氏の部民に出る律令体制が確立するにつれて公民となったものの子孫であるとの推定をされている。

一般には秦の始皇帝十二世の孫、功満王融通王が、仲哀、応神両朝に相ついで帰化し、曾洞王が仁徳朝に波多姓を賜った。後推古天皇の頃秦河勝になって、山城国葛野郡を領した。ここで太秦の地が開けたが、この河勝の後裔が信濃国に移り、二十六世の孫能俊になって土佐に入ったと言うのが、寺石正路氏説で、これを代表している。これは土佐安芸氏の蘇我氏説である。

安芸郡安芸土居城主本姓蘇我氏知行五千貫。紋は橘。安芸備後守国虎。

孝元天皇、彦大忍信命、屋主忍武雄心命、武内宿禰、蘇我石川、満智、韓子、高麗、稲目、馬子、蝦夷、入鹿、倉磨、赤兄
 （左大臣天武天皇の白鳳元年（六七三）八月土佐国に配流。裔孫これより代々安芸領。安芸一円、夜須、大忍庄を領す）

赤兄から惟宗、行親、行躬、行経、行春、行兼、兼実、実親、広貞、安芸大郎実兄（文治元年（一一八五）安芸太郎次郎二人、源

氏党 壇浦役で能登守能経と戦い、相い搏って海に投じて死す。

「長宗我部譜」には、「長宗我部氏は、その始祖は異国から来た。日本の伊勢国の桑名浦に着船し、浦人がこれをたすけて、ここに住居した。この浦人は桑名弥次兵衛の遠祖である。長宗我部氏は桑名を発して土佐の国に赴く。本山郷に到り、その郡司本山氏によったので、本山氏はこれを扶けた。同国ヲコウノ郷民、長宗我部を招く。もってこれを立てその郷主となす」と書いてある。

時代は不明であるが、伊勢の桑名から本山に入り、次に岡豊郷民に迎えられて岡豊に定住したとのべている。

さらに「日本歴史大辞典」には、秦氏を称し、秦河勝から出たとしているが、また蘇我氏の部民である、宗我部の出であるとも言う。

また、宗我部庄に住したので宗我部を姓としたとも言う。能俊を祖とするか、治承四年の乱には、香美郡司夜須行家に従って吾川部（介良庄）にいた源希義の挙兵に加わり、幡多高岡二郡の平氏と戦い、希義の死後は頼朝に従った。その功で夜須氏は香美、長岡に進展し、それにつれて宗我部氏も三流に分岐し、香美郡に居る流れを香宗我部氏という。

長岡郡に住するものを長宗我部氏という。とのべている。

ところで上記の長宗我部のその始祖が、異国から伊勢の桑名へ渡来して、浦人桑名弥次兵衛の遠祖が、彼を迎えた。その後伊勢を出発して土佐の本山郷へ移ったとある。しかし本山郷には長宗我部氏に何も関係の資料が見あたらない。

往古は嶺北は、本山、豊永と接続した一地帯であった。だから地名を取り違えて、時々混同して呼称した事柄もあったようである。

長宗我部氏が信濃なり、伊勢なりから最初南下して足跡を印したのは豊永ではないかと思う。その考証をしよう。

土佐国鑑簡集所収の「本尊釈迦仏像内所藏仏像造営寄進帳」が、豊永説の最も重要な価値を持つものである。その国宝（現重文）の内容は次の通り。（前述）

貢上歳卅僧淨我、貢上歳卅佐伯氏女、貢上歳卅宗我部千永、

貢上歳卅佐伯依次女、紀恒忠女、柏部氏女、貢上佐伯藤井女、

貢上歳卅八木氏女、貢上歳卅僧仁西藤井、貢上歳卅上毛氏女、

貢上歳卅八木包相女、貢上歳卅宗我部永利女、

貢上歳五十男佐伯為利、貢上佐伯次利、

同包道、同朽吉、同依貞、同行方、同正則、行平、吉行、八木宗味女、

秦恒遠女、佐伯是次、草江貞清、同次永、同成心、文家為宗女、同貞行、同為行、歳五十男八木是根

仁平元年辛未（一一五一）八月四日大田山大願院豊樂寺

右長岡郡豊永郷豊樂寺釈迦仏像内藏之蓋當時仏像造営之寄進帳也

仁平元年（一一五一）には、この時すでに長宗我部氏の前身である秦氏の秦恒遠が一人。宗我部氏では宗我部千永と宗我部永利女の二人が、この仏像造営の寄進に参加している。

これから考えて、長宗我部氏が土佐入りの節、吉野川を遡ってこの寺内^{てらうち}に來た。それから杖立峠^{つゑだて}を越して南に下る。嶺南嶺北の境の山脈の鞍部がここで、南北交通の至近距離である。だから一度豊樂寺付近におちついた。

その当時、仏像造営の寄進に応じたものではあるまいか。この寄進者名に最も多い姓氏の佐伯、八木の姓氏は、徳島県旧美馬郡祖谷山村が発祥地で、吉野川の流れにそっている。また東祖谷山村の柏尾、旧東豊永村西峰との交通路は京柱峠の鞍部から漸次土佐路に移って來た姓氏である。

秦氏、宗我部氏は、全く特殊な姓氏であると思われる。豊樂寺の東方約一キロ程の所に、今は水田となっている堂たる邱跡がある。

ここは極めて古い邸跡を思わせる。それはその規模が广大であること。飲料水の涌出が清冽そのもので、且つ豊富であること。宅地は南面して日当りがよい。展望がよくきくことなど考え合わせると長者の住むべき条件を具備している。

この宅地を竹屋敷というのは秦氏に随従して来た桑名氏の居宅である。この一族に桑名豊後があった。彼はこの梶が内の竹屋敷に隠遁して来て伊兵衛の代になって姓を改めて竹崎を名乗っている。同部落桑名重伝氏所蔵の「桑名氏家譜」によると、次の通りである。

一 桑名豊後某、妻桑名丹後娘

二 大郎衛門政頼 慶長七年（一六〇二）壬寅正月二十日卒妻本山梅溪娘

三 竹崎伊兵衛 氏を改める因縁は不詳、妻姓氏不詳、寛永十三年丙子（一六三六）

四 桑名太兵衛 桑名大次衛門先祖

五 与三衛門 延宝乙巳（この年号に乙巳はなし）十一月十九日卒法名常意 妻都築氏娘

六 太兵衛政勝 元禄六年癸酉（一六九三）八月二十八日卒法名寛山浄真

七 三郎衛門延宝二甲寅（一六七四）出府下仕豊昌公勤賤職。後に命をうけ医官となる。髪を剃って桑名玄与という。宝永六年己丑年（一七〇九）十一月二十五日卒齡六十。法名一翁玄与

五衛門 家断絶

権衛門 阿州藤川流剣弓筋世世相伝う。

兵衛門 家で農業をする。

八 大郎七政弘 享保二十年（一七三五）十二月二十六日卒 法名蓮雪常善 妻川村茂兵衛娘 三男二女を生む。

長衛門早世

平四郎 家で農業繁昌

女子 嫁す吉川和太兵衛 一男五女を生む

女子 嫁す垣内平衛門 一男五女を生む

九 大兵衛政良 明和六年己丑（一七六九）二月七日卒 法名寛林慶慈寛 妻吉川和左衛門娘五男三女を生む

宇兵衛 奥大田郷番役妻垣内氏娘

女子 嫁す吉川左兵衛 一男五女を生む

久次衛門 同村コロビ石に住す。郷士となる

九平次 早世

女子 嫁す垣内弥兵衛 三男五女を生む

十 大郎衛門政明 妻長瀬弥五兵衛娘

金七

女子 豊永弥四郎

女子 早世

女子 嫁す大坪次兵衛

久馬之進

庄七

亀之助

十一 桑名太久平政繁 太久平時代から本姓桑名妻藤野諒益娘文政七申（一八二四）十二月十四日卒

女子 嫁す三谷左良良

女子 嫁す磯谷村名本

女子 梶が内村男三郎

私先祖本名桑名でございます。

一豊公様へはじめてお目見いたしました時、恐れ入りまして鍛冶が内と唱えその後竹崎となりました。しかし私の父太久平は

相統仰せつけられました節、山内源藏殿からのお話では、数代年歴が相立ちますので本名を唱えるよう仰せられましたので、本名桑名と仰せつけられました。

指 出

一、本田知行拾石長岡郡豊永郷梶が内村所持仕候 新田役知三拾石九斗二升五合 同村に有右共
一豊様御入国被為遊候間私先祖鍛が内太郎衛門儀、慶長六年（一六〇二）被召出、世倅太郎七七十二歳相成候節、召連浦戸江被出父子共御目見被仰付、其砌り本山郷之内滝山一揆を追候様御直に奉蒙御意、無難に相勤参上仕候、御機嫌宜為御褒賞本田知行拾石御折紙を以被下置代々所持仕候

桑名弥一兵衛儀中内和泉朝子也

元親卿より桑名藤藏人に養子仕候様被仰付候処、藤藏人御返事難有仕合に奉存候得共私儀天御捨被極候付養子是不仕申上候就去同名丹後に被仰付は弥次兵衛儀藤藏人養子に致候様申付候処、合点不致候間その方に意見せよと被為仰付候に付、丹後養子致其後藤藏人段々が意見藤藏人養子に為致候依夫太郎衛門より弥次兵衛兄弟右之由申伝候

(一) 桑名氏先祖

これは大豊町大久保の桑名家所藏文書である。

桑名氏
北窪氏
先祖書之事

桑名丹後

同太郎左衛門

喜田川弥次兵衛 桑名太郎左衛門養子になり桑名弥次兵衛と改め元親に仕う。

竹崎豊後妻は寺石河内の娘、豊永の内楳が内村に住居

同太郎右衛門 桑名丹後為姪孫同左馬進の甥となる。

一 寺石河内 妻は桑名丹後妹 豊永の内寺内村にて知行百五十石領す。

二 桑名左馬進 父は寺石河内、父河内竹崎豊後とともに元親へ敵と成により、葦生の住人五百蔵藤五郎、萩野織部二人とも

河内豊後には従弟なりしが、元親の仰として寺内楳が内に押し寄せ、河内豊後を討ち、その時河内子供幼少なり。

桑名太郎左衛門より河内へ願をもつて助け落し、二人の子供甲浦へ呼び取り二十四歳まで太郎左衛門育ヒウンと申仁を頼り、元親へ達す。右の左馬進 竹崎太郎衛門河内共親元知被下之

三 桑名助兵衛 実父北窪助左衛門、左馬進姉嫁寛永八辛末（一六三二）十二月二十日卒法名常慶、左馬進実子これなく鯉養子にす。知行相続。その後浪人になり、豊永の内大窪村に住居。慶長九年（一六〇四）一豊公より給田二反御判物頂戴。

四 桑名弥右衛門 左馬進の孫なり。母は左馬進姉。慶長十八癸丑（一六一三）十一月十五日卒法名妙応、給田三反相続、忠義公御代、大窪口道番仰せつけられ其給四反下さる。明暦四年（一六五八）新田六反自力開発。則ち役知折紙あり。寛文十一年壬子（一六七二）八月十四日卒。法名冷月宗栄。妻は矢野左兵衛女。寛文十一年正月十二日卒。法名玉芳妙

春

五 桑名弥左衛門

六 同助八 元文五庚申（一七四〇）六月八日卒。法名ふせ人どうほう。妻は西峰口番人三谷半兵衛娘。

七 桑名源七 妻は西峰口番人三谷助之進娘

女子 本山郷士本山仁兵衛妻

女子 川島八右衛門妻

桑名太良兵衛 安芸浦住居

桑名勘兵衛 森郷内石原村住居

桑名太郎兵衛 本山住居

女子 郷士長尾源兵衛妻

桑名八兵衛 安芸浦住居

八 桑名善蔵 妻は立川郷士川井忠五郎娘

桑名源左衛門妻は右善蔵実娘。右源左衛門儀立川に住居。郷士沢田鉄右衛門弟也

(二) 北窪氏先祖

北窪白駕

豊永の内、大窪、柳野、連火村三か所を領。大窪村に住居。北窪勘解由、同勘解由左衛門、北窪兵衛。同助左衛門、阿波下名より夜討に押し寄せ討死。

同勘兵衛父助左衛門討死の時幼少。その後伯父桑名左馬進養子掣になる。(先に記す。)

右の通り此方にしるしこれなり。文書き写し信じ候間貴様御方御ひかへにとくと御見合せなさるべく候。

貴様御先祖桑名筑前と申御しんさま、上方道中のうち、桑名と申処に御住宅あり、元親公武しや修業になる時、桑名より土佐国へ御うつり、その後元親公へ御かかえ、後には家老職まで御勤になる由聞及び申す。則ち土佐物語、元親記などに出ている由は、兼てはなしに聞く故、序ながらしるししんじ候。右の趣御覧。父様へも御はなしなさるべく候。

正月十三日

桑名善蔵様

川島祐丞

以上のように長宗我部氏、桑名氏についてのべた事由は、平安期に、奈良京都の文化が早くもこの国の中央の山中

に入って仏教文化が絢爛の美を誇り、秦氏のような大族が土佐入りの一步を豊永に印した。

その古刹創立に参加し、またここに随従した老職桑名氏が、旧領豊永に隠遁した事情を考えると、本山、森等にある桑名氏は、江戸期に豊永から分派したものである。その本源は豊永であることを示したものである。

豊永の小笠原氏については、次項にのべるが、阿波の小笠原氏とともに四国の大族で名門である長宗我部氏とは、吉野朝時代には、同氏は足利尊氏方で、豊永小笠原氏は宮方であった。

だから、東坂本あたりで合戦したように、土佐物語などに見えるが、元親の父、国親に二男四女あり。次女が豊永藤兵衛に嫁し、その子藤五郎は諸帳奉行として令名がある。

土佐遺語には十九代兼序の娘とあり、その二女豊永室とある。

大阪夏の陣には、盛親に従い、矢（ひ）尾の敗軍には後殿として、よく全軍をまとめた程の武略者でもあった。

なお、豊永藤兵衛は、本山、拓植（津家）村を所領して、ここに住居し、豊永の方は小笠原中務丞実吉にあとを継がしていた。

「土佐物語」に元親が阿波統一をしようとするはじめに、中務丞を呼んで阿波の地勢、道案内等を聞いたことがある。このように長宗我部氏と豊永氏とは近親の間柄であった。

さらに豊永氏と山田氏の間柄を考えると、長宗我部国親の長女が山田氏に嫁ぎ、二女が既に書いた通り豊永氏に嫁ぎ、三家とも姻戚（せき）の関係上、山田、豊永間は長年月にわたって平和円満に交りが続けられた事は十分考えられる。

野市町の旧郷社立山神社の所蔵になっている室町時代の古文書「立山文書」にも、その平和親睦の一端をうかがうことができる。

土佐国立山社地頭彦太郎宣通 申当国御家人大高坂左衛門太郎助貞並伊勢坊隆秀押妨 当社神田台町（在大坂郷内）柳留年々神

用米申事右就宣通之訴曰 去年正中二年（一三二五）九月十五日自去年十二月十一日度々可參決之旨触遣事

爰如今年四月五日、同八日兩使豐永彦太郎入道覺雲山田彦太郎 道賢請文者任被仰下之旨相触 助貞之所捧請文儀於隆秀者

當參之由申之不及設狀之条 違背之各難遁歟 然者於彼神田者可停止押妨歟 抑留神用米事 不載員數於本解狀之間不及沙

汰之狀下知如件

嘉曆二年（一三二七）十二月十六日

越後守平朝臣 武藏守平朝臣

越後守は執權北条左馬助貞顯、武藏守はその子從五位下武藏守貞將である。

右神用米に請求につき鎌倉政府に神社側より訴状して幕府より山田氏、豐永氏を使者として解決せしめた文書である。

當時兩氏は中央から信頼を受けうる地方の豪族であったことが明らかである。

（三）長宗我部元親

元親は文武兩道の名將である。

豊饒な土佐の中心地の香長平野を控えて、富国強兵、民力涵養に意を用いた。だから土佐の七雄と称えられた諸豪族も、或は併せ、或は降って土佐一国は元親によって平定された。

さらに元親は、その手腕を四国全域に振った。四国の諸城を攻略して平定をしたのは天正十二年（一五八四）である。

この頃中央では、織田信長が明智光秀のため、本能寺に攻撃され、雄図は中断した。秀吉が信長に代って天下平定の経略を行ない、その大軍が天正十三年（一五八五）四国征伐のため進攻してきた。元親はこれを迎撃したが戦利あ

らず、谷忠澄の言を入れて秀吉の軍門に下った。そうして土佐一国の領有を許された。

翌天正十四年の秋、秀吉から九州の島津征伐の先鋒を命ぜられ、讃岐の仙石久秀らとともに四国の精兵四千を引きつれて豊後に進発した。

戸次川をへだてて島津勢一万と対陣した。秀吉からは、本隊の到着まで待期せよとの命があった。それで渡河作戦の可否については軍議が一決しなかった。この時仙石勢は、無謀にも渡河を決行。「土佐勢は卑怯者か」とあざけりさえ残しての進撃である。

武士がひきょうものと呼ばれるのは屈辱この上もないこと。元親の長男信親はむちをあげて攻撃にうつる。土佐勢七百余騎は主従一団となって攻撃した。対岸からは銃隊の攻撃にあい、横からは新納大膳の大軍の攻撃にあい、ままと島津勢の作戦にかかった。仙石勢は散乱して退却したが、土佐勢は一步も退却せず主従七百余騎ことごとく中津留川原に悲壮の戦死をとげた。十二月十二日人馬も凍る敗北の日である。元親は主従十数騎で危くのがれて伊予日振島に落ち、悲しみの帰国をした。

後日、谷忠兵衛忠澄が、島津方に死体うけ取りの交渉をした時、島津勢は「あっぱれな若武者。さすがに元親公の若殿」と激賞している。信親の刀は鋸のようになり、家臣たちは主を守るように一団となって戦死していた。時に信親二十五歳。豊後の大友勢は、土佐の長宗我部勢の犠牲で、兵をいためず戦は終わった。

土佐勢の壮烈さは今も豊後大分県民の心にしみついている。去る昭和四十五年大分文化同好会の八十余名は、四百年前のこの恩義に感謝して土佐を訪問。岡豊城趾を訪い、秦神社に参拝し雪隠寺では追悼の法要を営んだ。

なお大分県花豊後梅を数十本、雪隠寺と秦神社に植えた。

この戦いで信親に従って戦死した将兵は実に七百四人、豊永郷で士格に列する者豊永次郎兵衛、郎党一人と「土佐遺語」にある。

さて、本に帰って元親は慶長元年（一五九六）正月五十八歳の老軀で、朝鮮再征の途についた。翌二年八月豊臣秀吉の計に接し、急いで京都伏見に引き上げた。

慶長四年（一五九九）五月十九日、元親は六十一歳を一期として伏見に病歿した。疾風怒濤の時代を強くたくましく生き抜いた名将である。

（四）元親の阿波攻略と豊永氏

1 大西覚用との和平

阿波三好郡の豪族、大西兼光の時代、豊永氏が阿波勢を語らい岡豊城の長宗我部氏を攻めたが失敗し、今国府の北野に阿波塚と云い伝える古墳のあることは既に述べたが、当時豊永氏の勢力は土佐の豪族の一として相当なものがあつたようである。

「土陽淵岳志」にも本山、豊永、安芸、山田、大平、津野氏等がしばしば阿波勢を率いて長宗我部と戦ったことが記せられている。

後豊永氏は長宗我部氏に服属してその重臣となり、その他の豪族は元親によって征服せられたが中でも元親のために父祖の仇敵として狙われた本山氏は抗争をつづけること数年、永禄十一年（一五六八）最後の拠点とたのんだ瓜生野城塞もついに落ちて「本山式部主従七十三人阿波国へ落行云々。勝瑞に至れば三好河内守長治大いに悦び所領を与えて一方の大將に定めぬ」と「南路志」にある。

豊永氏の降伏、本山氏の滅亡により長宗我部氏と阿波大西氏の境土は相接触することになったが、この接触は今後

土阿兩國衝突の基となったのである。

「土佐古城略史」に

庵谷城は杖立坂口にあり元親の砦なり、築いて以て阿波勢に備う。

とある。その庵谷城址は大田口駅の背後比高二百米の一丘阜の先端にあつて、杖立峠を前に豊永の舟渡しを下にみる峻要の山城である。その他豊永城、栗生城、渡辺城、佐賀山城、桃原城等当時の城塞が阿波、土佐の国境近くにそびえ立って当時のようすを物語っている。

阿波上名の藤川家の家記に藤川助兵衛長定が天神山城において土佐の侵入軍を撃退し、主将島田善兵衛を討取り、その功によつて大西寛用から加増をうけたとあり、三好郡系図古文書類所収の藤川家功名帳、観音寺町渋谷文書にも類似の記事がある。いずれも長宗我部氏の阿波攻略の序幕戦のように書かれているが、これは豊永氏、立川氏による威力偵察的なものであつたようである。

いづれにしても長宗我部氏の勃興は阿波の大西氏にとって一大脅威であつた。このため下名振越の城山、山城谷の田尾城、上名の天神山をはじめ大利城、漆川城、中西城等を改修して守備をきびしくした。中でも杖立峠、豊永渡しによる土佐街道を重視し、その街道の要所である下名から白地城に達する「のろし」の設備を整えた。

「古城伝承記」に

「天正四年（一五七六）の春、元親阿波北郡大西を攻めらるる時、豊永の住人小笠原中務丞を召て案内を給へば、中務丞畏て大西と申は豊永より七里の道筋日本一の難所也、力態にては被越所にては無之云々。大西寛用の兄に出家あり、先年当国足摺山の僧侶なり、これを遣はして寛用を説かしめ云々。」

とあり、元親も我が意をえたりとして、

「されば汝使せよとて書簡を遣はせける」

と「古城伝承記」はつづけている。

豊永の小笠原中務丞の活躍は効を奏した。大西覚用は兄了秀の説得に応じ、馬路城主大西上野守（弟とも甥ともいう）を養子の名儀で元親に人質として遣わし和平が成立した。元親はきわめて満足したものらしく、「先にこの大西さえ手に入り候へば阿讃伊予三ヶ国の辻にて何方へ取出可も自由なりとて満足し給いけり」と「元親記」は伝えている。

2 大西覚用の寝返り

土佐方は満足したが、阿讃予の三国にとってこれは大きい痛手であった。

この頃三好康長は織田信長に従属し、河内国高屋に在城していた為、その子徳太郎に岩倉城を守らせていたが、大西城が土佐勢に占領されたことを知るに及び、これの失地回復を企図し、阿讃の諸將に「来年は信長公の威勢をかり、大兵を率いて帰国し土佐方の奪う所を取り返す、それ迄は国中の城主力を合せて敵を防ぎ、以って我が軍の至るを待て」との書状を送った。これを見て覚用は先に元親に服属したことを後悔し、人質を捨てて再び三好氏に従うことを誓ったのである。

一方覚用に捨てられた大西上野守は一体どうなることかと心配していたが、元親は使をやって、「身上心安可其の方に対し、毛頭別儀無之助置候」との誓紙を与えた。これに感激した上野守は「この御恩には何時にても大西へ御馬を出しなざる候時は難所の道引きを仕る可し」との起請文を差出した。それより元親は上野守を家人同様に遇し、弓鉄砲を免し自由に鳥などうち遊山も許したことが「元親記」に書かれている。

3 白地城の攻撃

天正五年（一五七七）五月下旬、元親は大西上野介を先鋒とし、三名（さんみょう現山城町）の士を誘って先導をさせ、大步

危、小歩危の難所をも容易に突破し、山城谷田尾城に攻めかかった。

田尾城を守る主将は大西右京進であったが当時僅か十三才であった為、実権は老臣寺野源左衛門が握っていた。攻撃軍の主将は蓮池左京進、これに大西上野守が加わっていた。払暁から攻撃したが鉄砲の打ち合いに終り進展を見る事が出来なかったので、大西上野守の意見により夜襲を決行、これが成功して田尾城を占領した。攻撃軍はその余勢を駆って直ちに白地城に攻めかかるため追撃戦に移った。追撃隊は右翼を浜田善右衛門の三百騎、中央を大西上野守及び主力、左翼を桑名弥次右衛門の五百騎であった。

大西寛用は、この田尾城の敗北によって心憶し戦わず退却、家族を昼間村にかくして自から讃岐麻城に落ちた。

この白地城の占領に当たっても中央追撃隊長である大西上野守が真先に入城し、大手の木戸を開いて主将蓮池左京進を迎えている。

しかし阿波勢にも弱者ばかりは居なかった。中でも漆川城主大西左右衛門尉頼光は居城を死守して運命を共にし（阿波志）大利城主大西石見守は土佐勢を石堂峠に逆襲して大敗、今三縄村にある千人塚はこの時の戦死者である（三縄村誌）という。

この田尾城、白地城の戦闘の様子は「大西素姓記」白地山城（山城とは田尾城を指す）落城記、大西系譜により詳細に述べられているが、この戦史の特に明瞭に伝わっている事情について「大野素姓記」に次のように述べられている。

「元親上郡責（攻）取りし時云々。土佐軍記、南海治乱記に漏れ、白地落城の体たらく我が家に伝わる仔細は、元親卿のもり人豊永主馬（藤永藤五郎の変名）とて元親の代に二千石を領し、土佐豊永に住せしも関ヶ原後、我祖の大野左兵衛を頼み、身を立てたり、山城谷の元和の頃、検地の時分主馬能書にて奉行人より帳を頼み主馬自筆の検地帳十有冊今山城谷にあり、右主馬元親幼年の頃より四国一統の後迄を日記十三冊に編み我家に伝う。其記の内に右の古戦明白也云々。」

(五) 天正の一領具足

長宗我部元親が土佐統一、四国制覇の戦いで兵力の基礎としたものは所謂「一領具足」と称した農民的武士であった。この一領具足は僅かの田地を所有して、耕作の場合槍の柄に草鞋、兵糧をくりつけて田の畦に立てておき、有事の際には戦場に馳せ向い、弓、鉄砲、大刀打にすぐれた勇猛かつ命知らずの野武士であったと「土佐物語」は伝えている。「長元物語」等によると一般に馬廻分程度の侍で土地二、三町を所有し、被官、下人を召抱えていた在郷の名主であったという。その数は土佐全土で九、〇〇〇人と称せられた。

さてこの頃当時の大豊の地にどのような侍が住み、または支配していたのであろうか。これを天正地検帳の中から抜粋してみた。それは次の通りである。

主たる知行地	氏名	摘要	下土居の一部	豊永清久
筏木の全部その他	三谷次郎三郎	西峰居住	川戸、下土居の一部	島崎平兵衛
八川の全部と川平の一部	豊永助右衛門	八川居住	川戸、下土居の一部	島崎平兵衛
安野野	都築隼人	安野と窪ヤシキ居住	下土居の中次	馬場助衛門
下土居の一部	豊永四郎左衛門	下土居居住	下土居の一部	国内空助
下土居、西久保	今西四郎兵衛	下土居居住	下土居の福井	都築神丞
下土居他	都築五郎左衛門	下土居居住	栗生の全部(寺領を除く)西川、佐賀山の一部	豊永彦大夫
中内、西川、下土居の一部	今西新左衛門	下土居居住	豊永彦大夫	上東居住
川平、下土居の一部	豊永左近助		大平、三津子野、怒	

田の全部、植田、久次の一部	豊永権進	大平土居の主	川戸の一部	松岡弥介
川井の全部	豊永源三郎	久次土居の領主	牛飼野（下土居分）	都築彦進
西峰の公事分を除く全部	三谷三郎衛門	西峰居住	下土居の一部	豊永藤助
柚木の一部	上地与一左衛門	柚木居住	〃	都築六郎左衛門
立野の全部、西川の一部	都築平左衛門	立野に居住	西川の一部	森佐介
川平、西川の一部	豊永藤四郎		落合下土居の一部	大家藏人
福井（下土居分）	上池藏進	下土居福井居住	下土居の一部	豊永新介
中村大王、古味船戸の全部	豊永左兵衛		西川、下土居の一部	都築彦左衛門
安野野の一部	都築又二郎	川戸居住	川戸の一部	都築又次郎
川戸の一部	都築猪助	川戸居住	柳野の全部	豊永藤次郎
〃	都築甚丞	川戸居住	大砂子下土居の一部	豊永左近
〃	豊永左右馬丞	川戸居住	中屋の一部	都築兵衛左衛門
連火の全部、下土居、福井、川平、中屋の一部、他久礼田、瓶岩、植田の一部	豊永弥九郎		〃	島崎平介
川戸の一部	西村甚兵衛	川戸居住	〃	豊永左馬丞
〃	門田弥左衛門	川戸居住	〃	都築喜介
〃	酒枝又左衛門	川戸居住	〃	豊永五郎兵衛尉
〃	酒枝又兵衛	川戸居住	穴内の全部	野中孫九郎
				中屋居住
				原左介
				穴内居住

古味の全部	長宗 掃部助	古味居住	大砂子の一部	豊永左衛門二郎	大砂子居住
高須の全部	豊永 弥大夫	高須居住	下土居の一部	豊永源右衛門	
津家の全部、笠ノ川の一部	豊永 藤五郎		〃	西山三郎左衛門	
下土居の一部	西山 隼人		〃	久松 孫左衛門	
大砂子の一部	豊永左近衛門	大砂子居住	福井(下土居分)	豊永大藏	

「大日本地名大辞典(吉田東色)」によると「東本山村の東を豊永郷と云う。……略……豊永は黒石、中屋、寺内、更に東一里に粟生、大平あり。……略……」とあるように豊永の中心地は下土居を中心とする諸村であった。前述の表の通り豊永には給人(土地の所有者)の居屋敷が多い。筏木の三谷二郎三郎は西峰の名主であったが、地検帳では給人に取り立てられていることが分る。一般の名主は給人にはならず名本として公事分以外はその土地を長宗我部氏により安堵されているようである。

それはさておき、豊永の各名(村)を支配したのは二十数名を超える豊永一族であり、その祖小笠原家の家扶的存在として入土した十三名を算する都築氏である。(豊永氏、都築氏の項参照)

尚久次(南国市)土居の主である豊永源三郎が川井村を給知されていること、豊永家の長者である豊永権進が植田、久次で給知され、また長宗我部の重臣豊永藤五郎の名が見えるのも興味がある。

(六) 天正における住民録

中世、大豊の地に、どんな人が、どの位すんでいたのだろうか。当時の唯一の文献である天正地検帳から一領具足や、名のある給人についてはすでに別項で述べたが、この項では農民の名前を抽出してみた。これ等の農民は扣主ひかえぬしと

して土地の保有耕作権をもつ人達であり、藩政時代には所謂「本田百姓」として農村の中核的存在となるのである。当時大豊の地はいまだ郷を形成せず、豊永郷となる地域は植田郷に含まれ「豊永村」と称し、また「和田」「穴内」「高須」「小川」「津家」「葛原」「奥大田」「川口」「立川」「谷」「尾生」「磯谷」は本山郷に属した。

居住地は地検帳に記載されている小字をその儘のせたが、この小字が四百年も経た現在尚家号として大半使われていることに私達は驚くのである。読者もこの項からあるいは先祖の名前を見出すことが出来るかも知れない。

豊永村の地検帳が完成したのは天正十六年（一五八八）また本山郷の分が完了したのは翌天正十七年（一五八九）であった。

のち村と呼ばれる「在」はこの当時「名」と称し、名主に当る者を「名本」と云った。残念なことに名本にかぎり、「名本居」とか、「主居」とかの記載にとどまり、名前がないことである。しかし大半が「オカタ」「オカタヤシキ」というホノギに住んでいることから現在へのつながりを解くのは容易である。中には「名本屋敷」あるいは立川の如く「土居ヤシキ」と明記している名もある。

これによると当時の大豊の農家は八三〇戸で、若干ある他の職種や士分を加えても人口は約四、五〇〇人程度と推定されるが、別項藩政時代でのべた延享年間の差出しによる人口は一三、八〇九人（戸数一、九五〇）であるから新田開発を契機として急速にこの地の戸口、人口も増加したものと考えてよい。（註 昭和四十五年十月一日の大豊町人口は二、四四〇人であるから当時における郷内の活気が窺われる。）

一、岩原名（公事分）

居住地字

百姓名

オカタ

名本（氏名不詳）

下丸ノウエ

彦三郎

シユシ

二郎兵衛

ツエヤ

久衛門

岡ヤシキ

源四郎

中岩原

左近進

イノカシラ

右近衛門

イノ本

左衛門三郎

マトハ

兵衛二郎

イナイノ久ホ

宮五郎

ツルノ本

二郎兵衛

カチャ

宮太夫

カチャノ下

二郎右衛

計 百姓 十三名

一、筏木名(三谷二郎三郎給知)

コミヤシキ

太郎四郎

イノ谷

太郎衛門

ナカヤシキ

二郎三郎

西ヤシキ

四郎衛門

ヒウラ

左衛門太郎

カチャシキ

二郎衛門

シノベノ本

左衛門二郎

計 百姓 七名

一、八川名(名本給知及公事分)

オカタヤシキ

名本、豊永助衛門

ウチノ

新兵衛

中ヤシキ

八郎衛門

スキノモト

藤兵衛

カキノモト

宮二郎

ノチ

二郎太郎

東ヤシキ

兵衛

中ヤ

右近

カチャ

三郎太郎

西ヤシキ

太郎左衛門

宮ノヒウラ

与三郎

セウヤシキ

二郎兵衛

計 百姓 十一名(名本豊永助衛門は

給人につき百姓から除いた)

一、土居名(安野野分)(都築隼人他給人領知)

東ヤシキ

三郎太郎

西ヤシキ

太郎衛門

窪ヤシキ

二郎三郎

計 百姓 三名

一、土居名(川渡)(都築猪助他給人領知)

西ヤシキ

久左衛門(御中間)

大門道ノシタ

小五郎

計 百姓 なし

クリノシタ

豊永伊豆

中間 一名

クリノ下ノシモ

宮二郎

一、土居名(柳村分)

アトヤシキ

神助

下コミ

新兵衛(御中間)

アトヤシキ

二郎四郎

上ヤシキノウエ

孫衛門

計 百姓 十一名

上ヤシキノ西

九郎兵衛

神主(氏名不詳 一名)

スキノ本

磯衛門(御中間)

一、大平名(大平土居居住豊永権進給知)

イオキ

五郎兵衛

石ノ窪

善衛門

計 百姓 三名

石ノ窪ノ下

二郎太郎

中間 二名

石ノ窪ノ上

兵衛太郎

一、粟生名(川ナロ居住豊永彦太夫給知)

キト

五郎二郎

カミ

小三郎

クワタイラ

二郎兵衛

カミノ東

市衛門

太モン

福衛門

井ノ本

左近衛門

ヲヲチ

二郎

中カヤ

太郎衛門

ヲヲチノ東

三郎兵衛

岡ヤシキ

与左衛門

ヲメチ

二郎兵衛

カミヤシキ

神主(氏名不詳)

中ヤシキ

左衛門太郎

東ヤシキ

宮兵衛

ユノ下

太郎衛門

カミヤシキ

孫市

大ヤシキ

与兵衛

西ヤシキノ西

久兵衛

タニ

左近衛門

東ノウエ

善左衛門

名本ノ上

二郎衛門

西ヤシキノ上

太郎兵衛

オカタ

名本(氏名不詳)

西ヤシキノ東ノ上

長介

オカタノ下

左近

西ヤシキノ東

二郎五郎

オカタノ東

左衛門佐

西ヤシキノ南ノ下

堪介

チチオ

左衛門二郎

西ウラノ東

堪左衛門

ムカイダ

太郎三郎

計 百姓 十九名

東谷

三郎衛門

一、落相(落合)(豊永新介給知)

メクリフチ

喜三郎

百姓名本共 十三名

メクリフチノ西

太郎三郎

西ウラ

四郎衛門

同所ノ西

但馬守

野地ヤシキ

弥二郎

計 百姓 三名

一、川井名(豊永源三郎給地)

コウホトケ

太郎兵衛

西ヤシキ

右近

ノチ

惣左衛門

岡ヤシキ

宮二郎

ミ子ヤシキ

宮二郎

計 百姓 六名

西ヤシキノ北

太郎衛門

一、中内名(公事分、名本給知)

チチオヤシキ

甚二郎

西ヤシキ
(スクチヨウ)

太郎衛門

チチオ北ノ上

三郎衛門

堂ノ下
(野々屋)

左近兵衛

竹ノウ子

兵衛

カツラ谷

(野々屋)

二郎太郎

カミヤシキ

太夫

イノ下

(野々屋)

太郎兵衛

中屋ヤシキ

左衛門二郎

中屋敷

(野々屋)

左衛門二郎

中西ヤシキ

二郎太郎

タダレ

(ヤナゼ)

太郎衛門

イノウラヤシキ

新衛門

中ヤ

(ヤナゼ)

宮二郎

中屋

新兵衛

ヤナセ

(ヤナゼ)

宮五郎

マツハ

二郎衛門

ヤナセノ西

(ヤナゼ)

兵衛

ウシロ屋

甚兵衛

下岡ノ下

(ヤナゼ)

左衛門太郎

ヒキチ

衛門

カシノモト

(横野)

鍛冶(氏名不詳)

東ヤシキノウエ

孫二郎

大ノ

(大野)

二郎衛門

名本屋敷

名本(氏名不詳)

ウワナルノ東(大畑井)

衛門

計

百姓 十二名

一、西峰名(公事分名本分)

ヒウラ

(三谷)

兵衛太郎

峰ヤシキ

(三谷)

三郎衛門

下屋敷

(三谷)

太郎衛門

オモヤシキ

(スクチヨウ)

二郎衛門

下屋敷ノ下

(大畑井)

三郎兵衛

東屋敷道ノ下(大畑井)

主馬二郎

同所ノ西ノ上(大畑井)

権頭

同所ノ下(大畑井)

宮二郎

同所ノ西	(大畑井)	三郎衛門	アリ宮	(カケ)	四郎衛門
中ノ道	(久生野)	宮二郎	同所ノ南	(カケ)	四郎五郎
イノ下	(久生野)	二郎衛門	池ノコウ	(カケ)	二郎衛門
同所ノ上	(久生野)	左近衛門	マツナ	(カケ)	三郎左衛門
東	(打行)	二郎左衛門	チカラ石	(カケ)	三郎衛門
名本屋敷	(打行)	名本(氏名不詳)	ホコノ井	(カケ)	孫左衛門
ウシロ屋ノ上	(打行)	甚四郎			計 百姓 四十六名
堂ノウシロ	(打行)	三郎兵衛			鍛冶 一名
カミヤノウエ	(打行)	佐渡	一、柚木名(公事分)		
中ヤ	(打行)	弥三郎	アリノ本		宮二郎
ヲキノウエ	(オキ)	二郎衛門	同所ノ上		二郎太郎
中屋敷	(オキ)	左衛門二郎	中マトハ		宮二郎
谷	(オキ)	二郎太郎	川ノナル		二郎衛門
フロノウ子	(オキ)	三郎太郎	オカタ		名本(氏名不詳)
セウケ	(オキ)	権介	西		与左衛門
大東道ノ下	(オキ)	宮兵衛	西ノ上		太郎衛門
キウ子	(オキ)	宮二郎	堂ノ本		衛門
中東	(オキ)	三郎兵衛	ミ子ノウエ		四郎衛門
イタヤ	(オキ)	左衛門太郎	ミ子ノシタ		助太郎

ミ子ノ西

新兵衛

宮ノウシロ

二郎衛門

中屋

五郎兵衛

前ヤシキ

三郎衛門

南

二郎兵衛

ムカイヤシキ

二郎左衛門

アリノ本ノウエ

左近衛門

橙屋敷

太郎兵衛

中屋

二郎衛門

ホリタノウエ

二郎五郎

サイノカノ

与一左衛門

ホリタ

三郎衛門

同所ノ下

五郎兵衛

ムカ井タノウエ

又衛門

同所ノ上

三郎兵衛

ムカイタノ北

又五郎

計 百姓 十八名

一、三子野名（大平居住豊永権進給知）

名本屋敷

名本（氏名不詳）

コニワ

二郎五郎

大チタ

二郎衛門

コニワノ上

四郎三郎

ニイヤ

善兵衛

コニワノ北

太郎衛門

ヲカ

太郎兵衛

アケ山

宮兵衛

計 百姓 四名

計 百姓 十七名

一、布田（怒田）名（大平居住豊永権進給知）

川チ屋敷

四郎兵衛

一、太王名（南大王）名

上ハツキヨウ

宮兵衛

川チ北ノ上

三郎五郎

下ハツキヨウ屋敷

不詳

ヌシヤシキノウエ

作衛門

同所ノ南

衛門

宮ノ前

不詳

川又

甚四郎

ノチ

久衛門

セエタ

与左衛門

フルタノウエ

不詳

ツエ石

甚左衛門

ヲカ

不詳

タクミヤ

左近左衛門

ヲモチ

太郎□□□

南

衛門五郎

ヲカタ

名本(氏名不詳)

シノベノ上

助右衛門

一、八畝名(公事分)

イチノ窪

太郎□□

同所ノ上

与三郎

大谷

衛門五郎

同所ノ下

給右衛門

名本ヤシキ

名本(氏名不詳)

計 百姓 二十一名

堂ノ前

二郎右衛門

一、立野名(公事分、名本給知)

ニイヤ

宗五郎

オカタ

都築平左衛門

ワトウウチ

惣十郎

マトハ

兵衛

ホーノキ

宮二郎

中ヤ

二郎太郎

同所ノ下

二郎兵衛

同所ノ下

二郎三郎

茶ヤ

二郎三郎

ヒウラ

新右衛門

ヒウラ

三郎右衛門

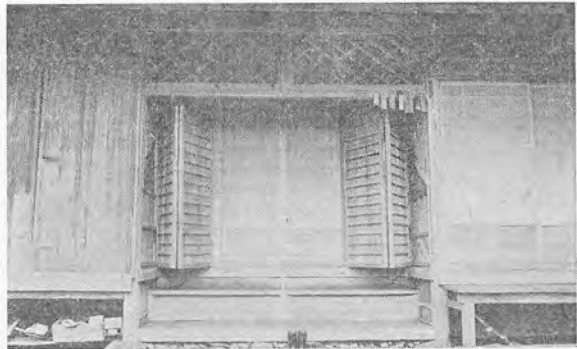
ノチ

太郎兵衛

下ヤシキ

弥五郎

計 百姓 五名(除名本)



名本屋敷の式台（西川 岡本家）

一、下土居名川平分（豊永藤四郎他給知）

川平ノ上ナル

同所ノ上

ミ子

西ウラ

スキノ本ノ上

二郎兵衛

太郎兵衛

五郎右衛門

兵衛左衛門

彦太郎

計 百姓 五名

一、西川名（豊永藤四郎他八名給知）

柿ノソウノ東

クヲヲチ

引地

ナロウノ

同所ノウエ

カツラノナル

アリノ本

三郎衛門

兵衛三郎

助六

鍛治（氏名不詳）

若衛門

四郎二郎

兵衛太郎

計 百姓 七名

一、下土居名ウシカイ野分（豊永藤助給知）

ヲモヤ屋敷

ヲヲチ屋敷

宮兵衛

二郎太郎

計 百姓 二名

一、下土居名福井分（上池蔵進他給知）

マトハ

御定民（氏名不詳）

御定尺 一名

一、広谷（庵谷）名（公事分）

ヲカタ

名本（氏名不詳）

東ヤシキ

刑部

カケヤフ	助衛門	フモト	太郎兵衛
ヨコノ	神六	ナルヤシキノ北	二郎兵衛
西	孫衛門	南ヤシキ	衛門
ノクホ	二郎兵衛	大ヤシキ	三郎兵衛
カミ屋敷	四郎兵衛	キリノサコノ西	左近二郎
ニイヤノ東	助衛門	ノクホ	形部
ヌルイ	二郎左衛門	子々ヤシキ	形部太郎
サコ	与三郎	堂ノ東	彦兵衛
ヲカ	太郎衛門	中ノ南	神五郎
ホトノ	掃部	ニシヤシキ	太郎兵衛
ミソノヘ	衛門四郎	上トチノキ	兵衛
中	太郎兵衛	中ヤシキ	三郎衛門
ウ子ノ北	太郎衛門	シノヘノ本	孫二郎
スルカノタイラノ上	二郎衛門	トヘリキ屋敷	兵衛
同所西ノ上	二郎衛門	ウチノヤシキ	与兵衛
同所道ノ上	兵衛	同所ノ上	七郎兵衛
ノチ	二郎太夫	カチヤ	久兵衛
ウ子	五郎正	クワサコヤシキ	衛門五郎
北ノウチ	二郎衛門	ニカケ	四郎三郎

ノホリ道ヤシキノ南	宮二郎	ソラヤシキ	(馬瀬)	太郎五郎
イチハタイヤシキ	宮兵衛	大シロノ西	(馬瀬)	助左衛門
中サヤカト	宮五郎	カチヤ	(馬瀬)	甚五郎
ウシロヤ	孫十郎	新ヤ谷	(馬瀬)	二郎三郎
カシハエヤシキ	三郎左衛門	ニイエ	(馬瀬)	神六
谷ウチ	新三郎	ヲカ	(馬瀬)	四郎兵衛
竹ノ前ヤシキ	彦左衛門	中屋	(馬瀬)	名本(氏名不詳)
ワラビノニ所共	二郎太郎	北	(馬瀬)	三郎左衛門
マツウ子	主馬二郎	ス山西ノ上	(楠木)	四郎兵衛
カケハタケ	二郎太郎	オカタ	(楠木)	名本(氏名不詳)
ノチヤシキ	太郎兵衛	西ヤシキ	(楠木)	三郎二郎
ハマシロヤシキ	神五郎	西ノヲカ	(楠木)	四郎兵衛
計 百姓 五二名		ノチ	(楠木)	主馬太夫
一、雨坪名(天坪)(公事分、各村名本給)		ウシロヤシキ	(楠木)	左近衛門
ヲカタ	(十手野) 名本(氏名不詳)	トウシ谷	(楠木)	左近兵衛
岡	(十手野) 三郎兵衛	同所ノ下	(楠木)	三郎兵衛
中屋	(十手野) 二郎兵衛	中ヤシキ	(楠木)	二郎兵衛
東	(十手野) 三郎左衛門	宮ノ前	(楠木)	太郎兵衛
中ノ前ノ南	(十手野) 宮之左衛門	カチヤ	(楠木)	太郎三郎

同所ノ上	(楠木)	孫四郎	同所ノ西	(峰)	太郎兵衛
マツノ本	(トチノ瀬)	与三衛門	クワノサコ	(峰)	善七
西ヤシキ	(竹屋敷)	神衛門	上ヤシキ	(峰)	孫太郎
東屋敷	(竹屋敷)	脇名本分(氏名不詳)	中東ヤシキ	(峰)	七郎衛門
アリミヤ	(竹屋敷)	善太郎	大東ヤシキ	(峰)	甚三郎
カミヤシキ	(竹屋敷)	衛門	コイヤシキ	(峰)	二郎三郎
土居ウシロ	(竹屋敷)	新兵衛	ヲモヤ	(楠木)	彦五郎
道ノ下	(竹屋敷)	太郎衛門	同所ノ東	(楠木)	彦太郎
ウリウノ上	(竹屋敷)	左近太郎	前ヤシキ	(楠木)	宮二郎
ノクホ	(馬瀬)	三郎二郎	木下ヤシキ	(楠木)	太郎衛門
下コウタイラ	(馬瀬)	三郎兵衛	ナカセノ東ヤシキ	(楠木)	左衛門太郎
上コウタイラ	(上川平)	四郎兵衛	コミヤシキ	(楠木)	二郎衛門
同所ノ北	(上川平)	左衛門二郎	ナルサンテン	(北川)	三郎兵衛
同所ノ北	(上川平)	二郎左衛門	ヲヲチヤシキ	(北川)	孫二郎
コウナル	(上川平)	又五郎	ムカイヤシキ	(北川)	三郎左衛門
ヒウラノ上	(峰)	宮二郎	名本ヤシキ	(北川)	名本(氏名不詳)
松ノクホ	(峰)	与三郎	センソク	(北川)	きち(木地の事)
キチヤシキ	(峰)	助衛門		(北川)	(氏名不詳)
モト土居ノ西	(峰)	神二郎	セエウ谷	(北川)	四郎衛門

ユノアレ (北川) 左近兵衛

ナキノ (北川) 宮二郎

東ウラ川ツメテ (北川) 三郎五郎

東ヤシキ (北川) 宮兵衛

ナカヤ (北川) 二郎衛門

同所ノウエ (北川) 太夫二郎

川ナル (北川) 二郎衛門

計 百姓 六十五名

木地師 一名

一、下土居名中次分 (馬場助衛門他給知)

ハシモトヤシキ 御中間助左衛門

ナカヤシキ 御定尺太郎五郎

ヲカ 御定尺小太郎

キヒシリ 御中間八郎衛門

百姓 なし

中間 二名

定尺 二名

一、中村大王名 (公事分及豊永左兵衛給知)

名本ヤシキ 豊永左兵衛

西ノヲチ 善助

山神ノ下 五郎頭

名本ヤシキノ上 三郎衛門

山神ノ北 二郎兵衛

山神ノ西ノ下 二郎三郎

野チャシキ 二郎三郎

コウノクチャシキ 兵衛

同所ノ北 三郎二郎

ヒノクチ 太郎太夫

新ヤシキ 太郎衛門

同所ノ下 二郎三郎

アリノ本 (蜂形) 九郎左衛門

同所ノ下 (蜂形) 二郎兵衛

下ヤシキ (蜂形) 小二郎

計 百姓 十四名

(庄屋は土分に付除く)

一、古味名 (中村大王居住豊永左兵衛給地)

コミト井ヤシキ 藤左衛門

同所ノ西 新三郎

同所ノ上

常珍

計 百姓 三名

一、舟戸名(中村大王居住豊永左兵衛給知)

コウヤ

九郎兵衛

イテクチ

弥左衛門

松ヲ

彦五郎

同所ノ北

宮二郎

同所ノ東ノ下

九郎兵衛

同所ノ北川ノウエ

□左衛門

井ノムカイ

宮二郎

カチャ

与二郎

ホトノノ上

半五郎

ト井

宮二郎

計 百姓 十名

一、梶ヶ内名(公事分、豊楽寺領あり)

石トウ

衛門太郎

大門ヤシキ (寺内)

神六

ヒキチャシキ (寺内)

名本(氏名不詳)

下ヒキチ (寺内)

神五郎

スキノタイラ (寺内)

四郎二郎

コサコノ西 (寺内)

太郎衛門

西ノコサコ (寺内)

二郎兵衛

コウカキノ南 (寺内)

左衛門二郎

エノ木ノナロ (寺内)

兵衛

同所ノ下ノ谷 (寺内)

五郎正

同所ノ西 (寺内)

太郎衛門

同所ノ東 (寺内)

五郎衛門

同所ノ下ノ東中ヤ (寺内)

太夫

同所ノ西ノ上 (寺内)

五郎正

同所ノ東 (寺内)

五郎衛門

ハヤシタノ西ノ上 (寺内)

左衛門三郎

ヤナキ子 (寺内)

宮五郎

同所ノ上ノ西 (寺内)

衛門

西ヤシキノ上 (スケ禰)

四郎二郎

同所ノ西ノ上 (スケ禰)

与七郎

マトハヤシキノ上 (スケ禰)

兵衛太夫

同所ノ東、西ヤシキ (大田村)

善二郎

上ヤシキノ上 (大田村)

三郎太郎

中東ヤシキ （大田村）	馬太郎
ヲカコ井 （大田村）	介衛門
森ノ本 （大田村）	五郎左衛門
岩本ヤシキ （大田村）	名本（氏名不詳）
野地ノ東ノウエ（大田村）	藤衛門
サカイノ上（寺内）	二郎太郎
同所ノ東ノ下（寺内）	太郎三郎
同所ノ東ノ上（寺内）	兵衛三郎
竹ノ内ノ北ノ上（寺内）	藤左衛門
馬チ（寺内）	宮兵衛
西ヤシキノ東（寺内大田口村）	主馬太夫
中ヤシキ（寺内大田口村）	善左衛門
同所ノ東（寺内大田口村）	形部衛門
コロヒ石（寺内大田口村）	二郎形部
コヤノウチ（寺内大田口村）	太郎衛門
シイノ窪（寺内大田口村）	太郎兵衛
野々宮ヤシキ（寺内一字野）	左近衛門
南ヤシキ東ノ上（寺内一字野）	衛門
ハシツメノ上（寺内橋爪）	二郎兵衛

堂ノ本 （寺内橋爪）	与衛門
北ヤシキ	名本（氏名不詳）
ソウ谷ノ上 （寺内熊谷）	三郎左衛門
同所ノ西 （寺内熊谷）	惣左衛門
カシハワラ （寺内熊谷）	二郎衛門
ナカセノウエ（寺内永瀬）	新衛門
峰	左近衛門

計 百姓 四十九名

一、連火名（豊永弥九郎給知）

トチノ岡	新衛門
ノチノ前ノ北	二郎左衛門
西ヤシキ	新衛門
同所ノウエ宮ノ下	左衛門太郎
宮ノウシロノ上	左近衛門
十本ヤシキ	名本（氏名不詳）
東ヤシキ	四郎兵衛
カミヤシキ	助衛門
一、桃原名（公事分）	計 百姓 八名

マツナノミソ	宮二郎	ヲモヤ屋敷	兵衛
ワシキヤシキ	四郎兵衛	井ノムカイ	左衛門二郎
タノ本	馬三郎	谷ヤシキ	又五郎
ニイヤ屋敷	新二郎	カンチュウヤシキ	五郎太夫
西ヤシキ	二郎太郎	マトハ	二郎四郎
オカタヤシキ	名本(氏名不詳)	井ノサコ	兵衛三郎
神主ヤシキノウエ	清兵衛	下ヤシキ	左衛門二郎
井ノシリ	弥二郎	ヲリ道	三郎左衛門
同所ノ西	太郎三郎		
カミヤシキ	太夫二郎	一、永淵名(公事分)	計 百姓 二十七名
梅ノ下	兵衛五郎	チチノクホ	三郎衛門
ウ子ノ西ウラ	太郎兵衛	同所ノ北ノウエ	孫兵衛
ヒキチ	三郎太郎	ケハ	宮二郎
同所ノ上	二郎三郎	井ノムカイ	二郎兵衛
井ケノクホ	二郎兵衛	ヒキチャシキ	衛門二郎
カミコウラノウエ	二郎衛門	タイラヤシキ	善兵衛
下コウラ	左近太郎	ワトウチ	形部
坂ムカ井	太郎兵衛	同所ノ北	太郎衛門
クリノ下	兵衛三郎	上ヤ	三郎次郎

カチヤ	宮兵衛	ヲカタヤシキ	名本(氏名不詳)
下マトハ	太郎衛門	同所ノ下ノ西	衛門
ウチ野	四郎兵衛	新居ヤ屋敷	市助
カチノ窪ノ北	太郎三郎	宮ノ東	左衛門太郎
下窪ヤシキ	勘太夫	同所ノ下ノ東	新兵衛
下カサウ	五郎衛門	ナカヤシキ	久兵衛
ヲモアレ	宮左衛門	同所ノ北東ヤシキ	太郎衛門
ワタクリヤシキ	助六	同所ノ下ヤシキ	左衛門四郎
西ノ岡ノ下	九郎衛門	同所ノ南	五郎正
ヒヤノヤシキノ西ノ上	与兵衛	同所ノ南	兵衛
カチノサコノ南	弥二郎	カトタノウエ	馬次郎
ヲカヤシキ	喜介	ヒキチヤシキ	兵衛三郎
オカヤシキノウエ	藤二郎	同所ノ上	二郎衛門
ツエキシヤシキ	左衛門三郎		計 百姓 四十一名
同所ノウエ	二郎衛門	一、柳野名(豊永藤次郎給知)	
下ヤシキ	兵衛太郎	シミツヤシキ	三郎兵衛
南ヤシキ	二郎左衛門	同所ノ上ノ西	二郎兵衛
茶ヤン	二郎衛門	同所ノ西上ヤシキ	五郎兵衛
ナカヤ	衛門	ヲシリノ	太郎兵衛

下ヤシキ
ヲモヤ屋敷

二郎三郎
太郎兵衛

同所ノ上
西クワハラノ下

衛門
太郎衛門

計 百姓 六名

一、大砂子名（公事分、豊永左近給知）

東クワハラノ北
中ハタケノ東

形部衛門
小三郎

西ウラ

兵衛四郎

西ヤシキ

太郎三郎

タナカ

又五郎

同所ノ東

形部三郎

サシテ

孫次郎

イノムカイ

二郎太郎

スキノタイラ

左衛門九郎

クワタイラノ下

左近衛門

シンツイヤシキ

二郎衛門

同所ノ東ノ下

太郎形部

ヲカタヤシキ

名本（氏名不詳）

キシヤシキ

七郎衛門

カチヤシキ

二郎四郎

カケ

三郎衛門

下ヤシキ

形部

前ヤシキ

孫兵衛

コウヤ

左近衛門

サテノウエ

甚二郎

新井ヤ屋敷

左衛門二郎

計 百姓 二十八名

ナカノ

形部太郎

一、西窪（西久保）名（今西四郎兵衛扣公事分）

ムカイタノウエ

兵衛

北ヤシキ

五郎太郎

野タイラノ西ノ上

与市

同所ノ東

兵衛三郎

ヒノクチ

宮兵衛

クワノサコ

太郎兵衛

大前ヤシキ

左近兵衛

カミヤシキ

二郎三郎

ナカ

同所道ノ下

ヲモヤヤシキ

同所ノ下

ヲヲチヤシキ

シヤクタヤシキ

オカタヤシキ

太郎五郎

二郎衛門

弥二郎

太郎二郎

二郎衛門

弥二郎

名本（氏名不詳）

計 百姓 十一名

一、黒石名（公事分、名本給知）

下ヤシキ （粟内村）

ハラヤシキ （舟戸村）

スチヤシキ （舟戸村）

十二所ノ東ノウエ（黒石）

同所ノウエ （黒石）

ウシロヤシキ（黒石）

タラヤフ （黒石）

ヒノウエ （黒石）

同所ノ上 （黒石）

同所ノ北 （黒石）

左近衛門

源四郎

弥太郎

左近衛門

左近左衛門

兵衛（名本）

与二郎

三郎衛門

左衛門五郎

左衛門三郎

ウシロヤ

ヒラクリ

ナカヤ

イタヤ

土居

弓ハ

（黒石）

（黒石）

（黒石）

（黒石）

（黒石）

（黒石）

藤五郎

藤太

小三郎

神六

又太夫

堪十郎

計 百姓 十六名

一、中屋平村（豊永五郎兵衛尉他給人、給知）

コハ

西ヤシキ

同所ノ東

同所ノ下前ヤシキ

コミヤシキ

トチノ木

番匠城介

御定尺彦六

御中間七郎兵衛

御定尺二郎三郎

御定尺主馬二郎

久衛門

計 百姓 一名

中間 一名

番匠（大工） 一名

御定尺 三名

一、嵯峨山（佐賀山）名上東分（豊永彦太夫扣公事

(分)

ウルシノ溝

彦太郎

同所ノシタ

左近衛門

サンラクノ下

太郎左衛門

前タノウエ前ヤシキ

二郎衛門

ナカヤシキ

左近兵衛

下ヤシキノウエ

太郎衛門

同所ノウエノヤシキ

三郎衛門

カチノクホ

宮二郎

ヲヲモトヤシキノウエ

宮兵衛

ケコヤ

源衛門

同所ノ東

千馬

下ヤ

五郎衛門

計

百姓 十二名

一、大窪(大久保)名(公事分)

谷オクノ北

藤左衛門

サシチ

宮二郎

井ノシリ

太夫二郎

中ヤキシ

右近衛門

ヲカタ

名本(氏名不詳)

ヲカタノ北

左近

スシミ石ノ南

三郎衛門

中ヤ屋敷

甚三郎

竹ノ前

新二郎

同所ノ南

兵衛五郎

中内ヤシキ

勘解由

同所ノ南

太郎衛門

サコヤシキ

三郎兵衛

東ヤシキノ下

五郎二郎

同所ノ中

衛門

計

百姓 十五名

一、和田名(公事分)

マノヤシキ

四郎衛門

ヲウマノ

二郎三郎

□ウノナロ

三郎兵衛

マエヤシキ

四郎衛門

ナカラ

源七郎

同所ノ上

源七郎

ニイヤノ西	(よこ野)	左衛門二郎	西ウラノ北	彦二郎
ニシヤシキ	(よこ野)	四郎衛門	カミヤシキ	二郎太郎
マツカノノ上	(よこ野)	新衛門	ナカ	与三衛門
ウチオキ	(よこ野)	源二郎	マエヤシキ	二郎四郎
シモタニ	(よこ野)	三郎衛門	中三子東ノ上	新衛門
下ナカヤ	(よこ野)	新二郎	サト子南ノ上	二郎左衛門
ヤカシロ	(よこ野)	左近兵衛	にしやしき	左衛門太郎
ナカヤノ南	(メツキ)	左衛門五郎	ウツキヨウ	名本(氏名不詳)
同所ノ上	(メツキ)	宮左衛門	ヲカ	加兵衛
マノ下	(和田)	名本(氏名不詳)	ノチ	又五郎
計			坊ノコミ	源四郎
一、穴内名(原左介給知)		百姓 十六名	トコナヘ	神衛門
カケ		善兵衛	中タキ	二郎衛門
大ヤシキ		藤二郎	川サキウシロ	掃部二郎
クリノ谷		四〇〇〇	同所ノ東	兵部卿
アキモリ		孫六	イシタテ	善五郎
同所東ノ上		又四郎	同所ノ北	五郎衛門
マトハ		孫四郎	同所ノ北	新五郎
西ウラ		太郎二郎	同所ノ西	二郎四郎

コタイヤシキ

源三郎

大トウノ上

藤三郎

同所北ノ上

善太郎

計 百姓 二十九名

一、高須名（豊永弥大夫給知）

ヒウラ

大郎衛門

ニイヤノ北

高須名主不詳

竹ヤシキ

大郎兵衛

計 百姓 三名

一、杉名（公事分）

大トウ西ノ上

五郎衛門

名本ヤシキ

名本（氏名不詳）

ヌル井

善介

同所ノ北竹本

衛門四郎

竹ノ本ヤシキノ下ノ東

新衛門

ノチ

二郎衛門

カキノナロ

新衛門

中ヤシキ

神衛門

ウワナロ

市介

一、小川名（公事分）

宮ノナロ

二郎衛門

ハタタカアレ

二郎左衛門

同所ノ上

彦衛門

ノクホノ西

二郎四郎

同所ノ東

惣五郎

小野

新二郎

ムカイ

三郎左衛門

名本ヤシキ

名本（氏名不詳）

同所ノ東

神太郎

同所ノ東

与兵衛

カレイ谷

藤兵衛

同所西ノ上

神衛門

イタキノ西ノ上

九郎兵衛

ヒヘノ谷

左近兵衛

計 百姓 十四名

一、津家名（豊永藤五郎給知）

ユノ木

藤兵衛

計 百姓 九名

同所ノ北

松尾

ヨコラス東ノ上

ヲモコミ

同所ノ西

中マツハ

梅ノ本

新衛門

善衛門

九郎兵衛

神太郎

太郎兵衛

孫八

五郎神

計 百姓 八名

一、葛原名(公事分)

谷ノオク

西ヤシキ (ワリキノ村)

中ヤノ北 (ワリキノ村)

□イヤノ上 (ワリキノ村)

東コヤシ (ワリキノ村)

西ノクホノ北

土居ヤシキ

ミノモト

マトハ

左近兵衛

孫太郎

神太郎

五郎三郎

三郎五郎

彦吉郎

名本(氏名不詳)

四郎衛門

辻法師(氏名不詳)

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

梅ノ木

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

計 百姓 五名

二郎兵衛

形部二郎

四郎兵衛

やしきた

同所ノ東

ヒカシ

ムカイ

一、川口名(公事分)

□□ノ谷ノ上

ヒラヤ

一ノナロ

衛門二郎

太郎二郎

四郎兵衛

二郎太郎

川口居ヤシキ

名本（氏名不詳）

ヲチアイ

二郎左衛門

竹ノハナ

惣左衛門

古土居ヤシキ

五郎左衛門

フタマタ上

四郎左衛門

ハヤシノ上

新衛門

イツミノ本

二郎衛門

泉ノ本ノ下

忠兵衛

太楼

六衛門の主

ヤハシラノ

善兵衛

（氏名不詳）

ヲモヤシキ

衛門二郎

カミコミノ西

与三郎

野イ子タイラ

彦三郎

計

百姓 十七名

一、立川上名今屋村（公事分）

イマヤ

助六

同所ノ上

二郎三郎

ヨカサコ

左衛太郎

ヒラノ

宮太夫

□ウヤ

兵衛左衛門

同所ノ東

源三郎

弓場

九郎五郎

西ノナロ

彦五郎

□ウコヤシ

二郎太郎

川ナロ

新六

ヒノクチ

若兵衛

太西

太郎衛門

カミサイケ

九郎二郎

マトハ

おこ次郎

井ノ本

三郎五郎

ケコヤ

三郎太郎

フルホウ

左衛門五郎

土居ノ東ノ北

三郎左衛門

立川土居

名本（氏名不詳）

ニオノ内伊与境

左衛門四郎

カミオクスケノソウ（立川オク）又五郎

西ノオカ

馬太郎

同しオカ

又三郎

ウチノ	神願（不詳）	同所ノ下	（借屋村）	神五郎
中井ツミ	宮兵衛	同所ノ北	（借屋村）	三郎太郎
同所ノ下	又六	シャウフ	（借屋村）	衛門
中ヤ	次郎四郎	クニキ	（借屋村）	藤兵衛
同所	三郎太郎	ナルカワ	（成川村）	新太郎
ナル	衛門四郎	同所ノ東	（成川村）	藤三郎
木トコ（立川セイ本神願と官）	二郎五郎	ヤナセ川淵	（成川村）	善太郎
カケ	太郎衛門	同所ノ東	（成川村）	助三郎
イシカマ（石カマ村）	与二郎	同所ノ西	（成川村）	惣衛門
同所ノ下	彦左衛門	中ヒカシノ上	（成川村）	小次郎
トコナヘ	彦左衛門	同所谷ヨリ北	（中東村）	彦二郎
東ヤシキ	喜三郎	同所南ノ上	（中東村）	二郎兵衛
カケ	関衛門	川成	（中東村）	新五郎
アカメ	新兵衛	太ヒラノ下	（川窪村）	太郎四郎
馬丹	孫左衛門	河窪ノ東		宮五郎
計 百姓 三十八名				
一、立川下名（公事分）		栗ノ本		源太郎
カリヤ	（借屋村）	シユスノ木谷ノ上		孫十郎
同所ノ上	（借屋村）	同所ノ上		孫衛門
	藤介	カケイツミ		又衛門

土居ヤシキ

名本(氏名不詳)

同所ノ東

源助

シマヤシキ(宮谷村)

宮太夫

中ヤシキ(宮谷村)

新兵衛

カウカキ(宮谷村)

又二郎

同所ノ西(宮谷村)

与太郎

ヒカシ(宮谷村)

二郎兵衛

野地(宮谷村)

兵衛

カミノチ(宮谷村)

左近兵衛

カキノモト(宮谷村)

孫二郎

ビヤノキ(宮谷村)

宮兵衛

ナカノコウ(中川村)

兵衛太郎

同所ノ東(中川村)

介衛門

イノキ(一谷村)

掃都

ナカヤ(一谷村)

□兵衛

メノワラ(一谷村)

二郎太夫

ウシロ(一谷村)

左近太郎

野地(一谷村)

左衛門太郎

同所ノ東(一谷村)

孫兵衛

イノムカイ(一谷村)

二郎兵衛

ヒカシ(一谷村)

兵衛左衛門

ヲカ(一谷村)

三郎兵衛

フルヤシキ(一ノ谷村)

兵衛左衛門

ヲキ(一ノ谷村)

介太郎

アウマノ西(一ノ谷村)

二郎三郎

ヒカシ谷(東谷村)

彦七

同所ノ下(東谷村)

左近兵衛

計 百姓 四十八名

一、谷名(公事分)

ニシサウ

三郎兵衛

ヲモヤノ上

二郎四郎

カチャシキ

三郎衛門

ウ子ヤシキ

二郎

タイモン

左近

ウシロヤ

二郎衛門

ヲカタ

名本神衛門

ナカウ子

二郎衛門

カチャ

三郎衛門

ミ子

イソミノシリ東ノ上

ノヒラ

ナカウ子ノ同し

ヨメイチノ上

同所ノ北

一、尾生名（公事分）

ニシノオカ

□ケヤシキ

□キタ

ヲウキタ

ハウノナロ

ヲウ居ヤシキ

ノクホ

ニシヤシキ

計

二郎衛門

三郎衛門

衛門四郎

神衛門

二郎衛門

五郎三郎

百姓 十五名

孫衛門

介衛門

宮兵衛

神三郎

久衛門

名本（氏名不詳）

二郎兵衛

二郎太郎

ノ□ヲク

同所ノ上

ヒカシヤシキ

大カケノ東

一、磯谷名（大法寺領）

谷クチ

ヲカタヤシキ

シモヤシキ

クリノ下

クリノクホ

タケノモト

スキノモト

イチノウチ

計

兵衛四郎

太郎兵衛

太郎形部

彦三郎

百姓 十二名

孫衛門

名本磯衛門

宮二郎

掃部

神六

与太郎

藤衛門

神衛門

計 百姓 七名

二 長宗我部治世における庶民の生活

豊臣秀吉は全国の統一戦争をおし進めながら、一方では近世封建体制確立の基本となる検地を遂行した。それはきわめて厳しいもので奥羽地方の検地の際「山のおく、海はろかいのつづく所まで」と指示し、不届の場合は悉く「なでぎり」にすると威嚇していることが「浅野家文書」に出ている。

長宗我部家でも慶長二年（一五九七）三月一日「検地衆への掟」を布告した。それは次の通り厳しく役人を戒めたものであった。

一、勿論依怙蟲鼠毛頭仕るまじきこと。

一、誓紙の面、相守らるべきこと。

一、酒地検中一切禁制のこと。

一、朝は卯の刻（午前六時）罷り出づべし。晩は酉の刻（午後七時）に相休み、内にて算用仕るべきこと。

一、地引き充分念を入れ後日苦情なからしむこと。

一、つかい物大小にかかわらず無用のこと。

一、一日たりとも無易に過ごすは職務怠慢たるべし。

こうして検地は行われ、その結果土佐一国で二十四万八千石、豊永郷（當時は村、本山郷のうち現大豊町分を含む）で二千八百石を得たのである。これが以後本田と呼ばれた。

しかし検地のさ中ではいろいろな問題もあつたようである。弘岡の籠宗全は自己の居住地はじめ伊野、八田を検地して千石の処より更に八百石を算出、一領具足の恨みを買い、家をやかれて焼死したということが土佐物語りに出てい

る。

(一) 年貢負担

検地の結果給人（知行者）はその給役として公役（軍役、普請役）を課せられたが、これは給人の領内の庶民に転嫁された。自己の田畑を耕作する農民は勿論、給人の土地を耕す百姓は年貢を負担しなければならず、それは更に下層の農民（耕地をもたぬ間人、名子、被官）の肩にかかったのである。

長宗我部家は慶長二年（一五九七）三月二十四日「長宗我部元親百箇条」を制定、公布したが、その中に

「あたり地に家を作り罷り退くときは、その年の年貢相済むにおいては板屋、萱屋とも家主に付くべし。

但し彼の家主成敗せしむるときは財宝、家とも其の主人取るべし。貢物について申すことあらば、その被官の主人より地頭へ年貢相立つべし。」

とあり、あたり地（小作地）にすむ百姓が年貢の負担者となっているのである。

年貢は「毛見（検見のこと）の上を以って三分の二は地頭、三分の一は百姓之を取るべし」と規定され百姓の取り分は三分の一であった。

米俵は五斗入り、升は京升と定められ、年貢は玄米で出させた。又水田に良質の吉米と赤米の太米に区別し、吉米のとれる田に太米を作ったら年貢は吉米で納めさせた。隠田も時にはあったものか、

「若し百姓相隠し候はば検地以来の算用を遂げ、利倍を以って取り、皆済の上にて追失うべし。若し難渋せしめば首を斬るべきこと」

と百姓をおどかしている。

年貢が未納になることは領主に直接影響がある。この為百姓の逃散を特に厳しく取締った。百箇条でも「走り者のこと、其の身は是非に及ばず、親類までも成敗すべし。云云」とその逃亡に特に神経を使っている。

(二) 農産物

長宗我部家は戦国期における軍費を獲得するの必要から検地による土地の実態を把握し、農業政策を樹てると共に強い統制を行っている。

当時の農産物としては地検帖にも見られるように芋、茶、楮、大豆、小豆、ささげ、えんどう、粟等があり、天正十七年の「門芋帖」(小物成帳として貢租負担を定める台帳)には更にうるし、桑、柚子、柿等がみられる。

これ以外にも油、ごま、葛粉、きはだ、紙、菜、綿、炭、なわ、苳等の農産物があり、当然国内を出回っていたことが推察される。

「百箇条」で米を売買する時は京升で「売買するときはさげに計るべきこと」と定められ、とかきを使用した。手工業製産に従事する職人は戦国という時代の要請もあり、割と優遇されたようで、大工、鋸挽こぎき、檜物師、鍛冶、研師、塗師、革細工師、瓦師など上手なものは京升で粃七升、中は五升、下手は三升、船大工は一斗と「百箇条」で日当が定められている。

当時の百姓達の労働力ほどの程度のものであったか不明であるが、愛媛県北宇和郡の戦国時代の耕作状況を記した最古の農書といわれる「清良記」に水田一町歩、畑二反五畝の耕作に必要な一年分の労働力の見積りが出ている。それによると水田に二百九十三人役、畑に百五十六人役、養蚕、肥料(草刈他)、薪取り、家の修理、井堰修理、製茶、

農具の整備、牛馬の世話等で三百六十二人役、これ以外に水田に二百人余りの女、牛馬二匹と雑労働が加えられている。現在から考えると予想もつかぬ労働力の投入である。北宇和郡は大豊と大差のない地理的条件にあることを考えると、当時の大豊の百姓達の労働内容も似たものであったと思われる。

(三) 戦国期における耕作面積

ところでその頃、豊永郷の人達ほどの程度の耕地をもっていたのだろうか。長宗我部地検帖から一つの村を抽出して検討してみよう。まず筏木村である。この村は三谷二郎三郎(西峰初代道番)の給地である。扣地ひきとして耕作している百姓は太郎四郎、二郎衛門、太郎衛門、左衛門太郎、四郎衛門、左衛門二郎、二郎三郎の七人である。この七人は、何れも扣地で三谷家に年貢を納める丈の自作者でいわば恵まれた方である。耕地は全体で田一町五代畠分が荒地を除いて七反五代であり、これを現在の反別に直すと田畑合計一町七反二畝である。これを七人で割ると一戸当りの耕地面積は僅か二反四畝余りである。(一代は六歩)

更にこれを個人別耕作反別をみると

太郎 四郎 四反卅一代七歩(四反六畝十三歩)

太郎 衛門 一反廿代四歩(一反四畝四歩)

二郎 三郎 一反卅代(一反六畝)

左衛門太郎 一反四十四代二歩(一反八畝二十六歩)

二郎 衛門 三反廿七代四歩(三反五畝十六歩)

四郎 衛門 四反四十六代三歩(四反九畝九歩)

左衛門二郎 卅一代三歩(六畝十一歩)

となっており、必ずしも平等ではない。左衛門二郎は左衛門太郎の弟で、シノベの本に有付けたものであろうか。地帳には「シノベノ本ノ北、同じ居」とあり、「シノベノ本左衛門太郎扣」とある。

右の反別には屋敷分を含んでいるので、実際の耕地は全体で二反十四歩差引かれるから更に少なくなる。

この耕地の收穫から三分の二を三谷家に上納しなければならぬから大変であつた。仮に平均的な左衛門太郎の分で考察してみると当時は反一石として計算されたので、収入は三石五斗である。(米にして五斗俵七俵の収入ということ) これのうち三分の二即ち二石四斗五升を年貢として納めるから自分の収入となるのは僅か一石五升(二俵余)となる。

それで総ての経費を賄い、女房子供を養わなければならないから大変である。この為当然考えられるのは「裏作」「裏作」の効率的な経営、山野の利用しうる食糧の確保、或は畦畔の利用であつた。しかしこれなどまだよい方で左衛門二郎(耕地六畝十歩)などどのようにして暮していたのだろうか。

次に川井村の耕作反別をみてみよう。川井村は久次(現南國市)土居の領主で矢張り豊永の一族である豊永源三郎の給知である。

総反別は田分六反三十四代四歩(六反六畝二十八歩)

屋敷分一町四反四十四代四歩(一町四反八畝二十八歩)

畑分一町九反二十九代五歩(一町九反五畝二十九歩)

合計四町一反九代一歩(四町一反一畝二十五歩)

である。農家戸数は十三戸(名元を含む)(註 これが川井村の本田百姓である。藩政末期まで村中ではこの十二人が格式の高い者として名本宅への年賀でも式台より座敷に通されたが、所謂新田百姓はカマヤ(台所)より年賀を述べたと伝えられている。)であるから一戸当りの平均反別は屋敷分を除いて約二反八畝で筏木村と大差はない。

尚ここで田所と謂われる穴内村をみてみる。穴内村は原左介の給知であり耕地は、

田（中田）二反十四代五歩

//（下田）二町五反四十一代二歩

畑（中畑）一反二十一代一歩

//（下畑）一町七反三十六代一歩

で合計四町七反三十二代九歩（四町七反六畝二十二歩）である。これを耕作する農家は三十戸、平均すると一戸当り約一反八畝余である。田所であるから水田はあるとしても裏作に不利があり、畑作も蔭地であるため収穫は前述の筏木、川井に比べて低い。従って百姓の暮しは可成り厳しいものがあつたことと考えられるのである。

（四）衣食住生活

当時の食事は朝夕の二回である。米の飯は減多に喰うこともなかつたが、あつても強飯（玄米）であり、副食は当然のことながら野菜食であつた。野良仕事の合間をみて女、子供達による葛の根、シレイ、木の実、ホゼ、わらび等が当然収集されたことであらう。筍も食うことができなかった。竹木は軍事上重要な資材であつたからである。「百箇条」に「……略……竹の子折ることを堅く停止す。若し相背くに於いては老貫勿過怠たるべきこと。見付け申上ぐる者、右老貫勿褒美として遣すべきこと」ときびしく布告している。

衣生活も勿論粗末なものでその殆んどが太布で織られ、又は紙子を用いたようである。天文の頃綿の栽培が普及したが、大豊の地方で綿布を着用する者は給人や一部の名元に限られ、百姓達には無縁の物であつた。

住居もこの当時は大部分が掘立小屋で、栗の木を入口に掘立て、戸の口柱とし、雨戸二枚を立て合せたもので、障子もなく、勿論延敷きの板間に、囲爐裡を切り、その火や、または松明（たいまつ）のあかりで夜業をするという状態であつた。

石口の上に家を建てるようになったのは藩政も中期に入ってからである。それでも百姓の身分に応じて広さの制限があった。寛政八年（一七九六）というから天正の時代から二百年も後のことであるが、その年の布告に

「百姓は藁で髪を結び、つづりのみ着て、少にてもおごるは不屈である」

と見えている。

また「民間省要の書」に

「田方の百姓は雑炊にして米を食することもあるが、山方野方に生れては正月三日間も米を口に入れることなく、粟、稗、麦を食い、菜、かぶ、芋の葉、豆の葉その他草木の葉をかりとりて穀物の色をみず……少し物を食へばかにの泡の如くなり茶を飲んで事を足らし明七つ（午前四時）より起きて骨を折り、夜九つ（午後十二時）まで働き縄をない、わらちを作る……衣食住のあわれさを云わば誠に泪をとどめ難し」

と書いてある。山の百姓の生活が目に見えるようである。

当時は何か人の集まる場合（法事その他）でも道具がないので互いに借り合い、客用の皿もないので掌でうけて食べた。今でも小皿のことを「手掌」皿という。勿論盃も少かったので廻し飲みしたが、それが現在の風習（大盃を廻す）になったとも云う。

（五）長宗我部氏の民政

慶長二年（一五九七）元親は「法令百箇条」を制定し、後述のように、

「君臣僧侶、貴賤上下、仁義礼智をもって出所進退し少したりともこれを乱してはならぬ。」と儒教を基本とした民政を布いた。即ち

「喧嘩口論は堅く相成らず、これに背き勝負に及ぶ者は両成敗とし、若し一方が手を出した場合は理非を問わず、その者を罪科に行う。」

また、

「諸奉行は云うに及ばず上下とも大酒を飲むことを禁ずる。酔狂をした者は輕きは錢三貫重きは成敗すべく、人をいためたり、なぐったりした者は首を斬ること」

更に、

「酒宴は上下共に禁ず。もつとも四季、五杯までは差支ない、振舞や仏事の時も同様である」

と飲酒をかたく制限し、

「悪口をする者は事の輕重によって成敗する。輕い者は科錢三貫とする」

「男留守のとき、家の出入りを禁止する」

等風教を正し、百姓だけでなく、指導者自からこれを守るよう戒めた。

百姓に対しては更に次のような掟を布告し酷にすぎると考えられる位、きびしくこれの実行を強制した。これは長い戦国における人心の荒廃を正し秩序を確立する上に大いに効果が挙げたようである。

- 一、國中知行の儀は毛見（検見）の上、三分の二を地頭、三分の一を百姓の所得とする。免角田地が荒れぬように申付ける。
- 一、土地の境界について争いがおこったときは地検帖に記載のとおり処断すること。
- 一、毎年秋年貢皆納以前には一粒でも売買その他持出してはならぬ。これにそむくときは庄屋、百姓共処罰する。
- 一、牛馬は四季とも放飼せず、みだりに放置した者は科料百文。立毛を傷めた時は百姓へ百文出すこと。

(六) 長宗我部氏の制度

長宗我部の一国統治の規準は、一般民政を律する法令百か条がある。また家中を対象とする式目と奉行、庄屋制、給地掟などがある。

法令百か条はまず最初に諸社、神事、祭礼についての定めをして敬神崇仏の思想を喚起している。また菊桐の紋章を禁じて皇室に対して尊敬の精神を昂揚し、その他武備、税法、貨銀に至るまで細大もらさず示している。

武士については作法を厳にして大酒を禁じ不正を戒め、適切周到。元親が単なる一介の武弁でなかったこと。堂々たる大政治家であり、大器を備えていたことをうかがい知ることができる。

法令百か条は慶長二年（一五九七）三月十四日制定したものである。これを平易に要約してみよう。

一、諸社の神事祭祀などは先年定めた通りで、社頭寄進物などには、できるものは修理を加え、大破して修理ができない時は係り役人まで申入れをせよ。

無断で放任する時は、神主も信徒も同罪としてとがめを受けるであろう。

一、諸寺の勤め行事などを怠ってはならない。建物の造営は寺領をもって怠ってはならぬ。

一、公儀の諸事申付けには誠実に勤める。怠るものは速に成敗せらるべきである。

一、菊桐の御紋は身分の上下によらず付けてはならない。

一、御上使ならびに御下代が下国せられた時には、心を尽して接待をし、送り馬その他充分気をつけて幹旋せよ。勤めぶりが特によかった者には褒美をとらせるであろう。

一、君臣僧侶貴賤上下仁義智信をもって出所進退し、少しでもこれに違い乱すことがあつてはならない。

一、軍役武具など不断の嗜みが第一義で、特に衆にぬきこんでる者には加増を与えるであろう。第一に鉄砲、弓馬に専念すべく

軍法の事は別に定める。

一、諸事何事も分限を守るべく、奉公の暇には書学芸能に心がくべき事。

一、脱走者本人は是非に及ばぬにしても親族までも成敗すべく、其筋へ密告するものには褒美を与へ、知りながら隠し立てした者は同罪とする。

一、他国への上下とも、出入には奉行年寄の判がない者は浦浦、山山一さい通過まかりならず。また密航者を船に乗せた時は船頭までも処罰すること。

一、馬は三町分限までの者所定の鞍具一式取揃えおくべく、馬術を嗜むことは、勿論のこと、それ以下の者でも練達の者には、褒美を与えるであらう。

一、喧嘩口論は堅く相成らず。これにそむいて勝負に及ぶものも両成敗とし、もし一方が手出しをした場合は理非を問はず、その者を罪科に行なう。

一、泥棒はすぐ搦めとって、奉行方まで届け出で証拠歴然たる者は打ち首たること勿論。もし搦めとること困難なものは殺しても差支えないがさりとて濫りにその旨申し付けるは在所庄屋の落度である。

一、故なく人を害めた者は、事情取調の上死罪に処すべく、事情により軽重あること。

一、人を斬って逃走した者は、はっつけにかけよ。居合せた者は即時追かけて搦めとり役所へ通知すべく、搦めとり難き場合は、打ち果してもよろしい。もし犯人を逃がした者は在所が罪に問われ、親族の者で少しでも事情を知って逃した場合は同罪とし、全然知らなかった場合は、その沙汰あるべく、また同座にあった者は知ると知らぬに関らず罪科に処すべきこと。

一、狩山普請場その他で非道に人を射たときは、即時成敗すべく、もし意趣遺恨ある場合は、その身は死罪とし、親類まで罪科にかけること。

一、諸奉行は言うに及ばず、上下とも大酒をのむことを禁ずる。酔狂をした者は、軽きは錢三貫、重きは成敗すべく、人を害め殴ったりした者は首を斬ること。

一、男留守の時、その家へ座頭、商人、楽の猿楽、諸勸進などは、仮令親族の間柄と雖も一切立入禁止のこと。

一、男留守の時神詣で、寺参り、見物一切禁止のこと。

一、男留守の時、出家出入禁制。

一、国中知行方の儀は、検見の上、三分の二を地頭、三分の一を百姓の所得とする。とかく田地が荒れぬ様申しつくべきこと。

一、土地の境界につき、争いが出た時は、検地帳記載の通り処断すること。

一、毎年秋、年貢皆納以前には一粒たりとも売買その他持出し相成らず。違背する時は、庄屋百姓とも処罰せられるであろう。

一、樹は京樹一律とし、俵は五斗入りとする。

一、国中の馬を他国へ出売買は一切禁ずる。

一、大工、大鋸引、檜物師、鍛冶、鍔屋、研塗師、紺掻、革細工、瓦師、檜皮師、壁ぬり、畳指、具足細工などの諸職人賃は、上手な者は一日に京樹で粃七升。中等の者五升。下等の者は三升とする。職人の等級は、その奉行人に尋ねること。尚舟番匠の賃は一斗とする。

一、布木綿は品の善惡によらず曲尺四尺五寸を尋として、七尋とし、太布は六尋とする。

一、定飛脚はその在所の庄屋が遠近に召しつかうこと。急用の時おくれた者は斬首に処すること。

一、道路は本道を六尺五寸間で二間とする。道作りは、庄屋が堅く申しつけ、もし道が悪い時は、その地頭百姓から、科金を一貫庄屋が収集め奉行へ渡すこと。

一、尺杖のことは、城普請その他凡て六尺五寸とする。

一、牛馬は四季とも放し飼いを禁ずる。みだりに放置した者は科金百貫文。もし立毛を傷めた場合は百姓へも百文出すこと。

一、国家のため大小によらず悪事を申し扱うものは、その身は是非に及ばず、同座にある者も同罪に行なうこと。

一、悪口をする者は事の輕重によって成敗すべく、軽い者科金三貫とする。

一、常々火の用心專一にすべく他を類焼した時は火元の者はその身に応じて科金を申しつける。
 一、当国中において、上下に際し遠路へ往來の者が宿を求めれば断ることができない。

(七) 長宗我部元親式目

(慶長二年(一五九七)三月一日制定)

- 一、賭博、かるた、諸勝負事を禁ずる。その他不法禁制のこと。
- 一、侍ども踊や相撲見物をしてはならぬ。
- 一、酒宴は上下とも禁制。最も四季、五杯までは差しつかえない。振舞や仏事の時も同然。
- 一、家老以外は鷹を飼ってはならない。
- 一、侍の住宅は、身分相應の家を建て、塀なども見苦しくないように造り、掃除をよくすること。身分不相應の豪華な建築など差し止める。
- 一、仇討は親の仇を子、兄の仇を弟が討つべきで、弟の仇を兄が討つのは逆である。叔母甥の仇討は無用。
- 一、侍の娘嫁入支度は上下ともに質素にし、祝言の費用を総じて双方とも軽くすること。
- 一、サイハイは四十歳を過ぎねば持つてはならぬ。もつとも奉公、忠節、武道筋目などにもよる。
- 一、侍たるものは歌道の寄合苦しからぬ事。

(八) 諸奉行起請の条々

- 一、時々刻々御用を仰せつけられるものとして、少しの油断なく、全力をつくして勤務すること。
- 一、万事につけ蔭日なたなくお上のものを決して失敬しないこと。
- 一、親類、縁者をヒイキせず、万事無理非道がないように注意する。

(九) 諸奉行の覚悟すべき条々

- 一、起請の文面は勿論守るべきこと。
- 一、金銀は言うに及ばず、すべて無許可で借用することを禁ずる。
- 一、すべての倉へ奉行人の外立入を禁止する。
- 一、安芸郡は安芸の浜、幡多郡は中村下田蔵、中五郡は浦戸へ貢物米その他を集中しその蔵より出し入れすること。

(十) 長宗我部氏の滅亡

長宗我部元親は亡父国親の遺志をついで、まず、山田氏を追ひ、次に安芸、本山、津野、大平、吉良等を降し、或

は亡ぼして土佐を統一した。

勢に乗じて阿波、讃岐、伊予に軍を進めて交戦十年。天正十三年（一五八五）には遂に四国平定の大望を達成した。そうしてあわよくば、紀州根来と結んで京都への野望もあったかに噂されるほどである。

これを見た豊臣秀吉は、大軍をさしむけて四国討伐に成功・元親はその軍門に降った。その後も土佐一国を領した。

慶長四年（一五五九）元親歿後は、その子盛親が家をついだ。翌年関が原合戦で盛親は西軍石田三成方に組して敗れたが領土の分割を恐れて兄津野親忠を追い自殺させた。徳川家康はその不義を責めて土佐全土を没収した。そして遠州掛川六万石の山内一豊を土佐二十四万石に移封した。

盛親は慶長十九年（一六一四）大阪冬の陣が起ると大阪城に入って一方の将として戦った。

元和元年（一六一五）夏の陣に再び出陣。戦敗れて捕えられ、五月十五日京都の六条磔で斬首された。これで長宗我部氏の男子の系統は絶え、滅亡してしまった。

三 豊永と小笠原氏（豊永氏）

豊永の小笠原氏は、小笠原長清が阿波守護職に補任せられたのにはじまる。小笠原長清より前の守護は、平家滅亡の後源氏の功臣佐々木経高が阿波、淡路、土佐三国の守護に補任され、名西郡白鳥の茶臼山城に守護所を設けた。ところが承久元年（一二一九）正月源実朝が殺されて源氏の正統は断絶し、執権北条義時は幕府の実権を握り、京都から藤原頼経を迎えて将軍とした。この頃後鳥羽上皇は、公家政権の恢復を計画せられ、承久三年（一二二一）五月つい

に討幕の挙兵となった。これが承久の乱である。この時佐々木経高、高重父子は上皇の召に応じて、院の御所に参じた。

ときに關東方十九万の大軍は、東海、東山、北陸の三道から西上した。京都方は各地で敗れ、佐々木高重は京都合戦で捕えられて斬られ、父経高は自殺した。乱後信濃の小笠原長清は、佐々木氏に代って、阿波の守護職に補任せられ、先づ守護所を井隈庄（いぐま 藍住町）に置いた。井隈は後の守護細川氏の時に、勝瑞と改められた。長清の長男長経父に次いで守護となる。承久の乱後北条義時は、後鳥羽上皇を隠岐に、順徳上皇を佐渡に配流した。土御門上皇は、討幕の挙兵を諫められたことを徳として、幕府は問う所がなかったが、二上皇が配流されたので、独り都に止まるを苦しめられ御自から土佐の幡多に遷られた。

北条氏はせめて都に近い所にと、貞応二年（一二二三）阿波の守護代小笠原長経に命じて、阿波へ迎えさせた。その通路については、北山越えをして吉野川にそって阿波の板野郡に到着せられたという説と、海岸沿いに陸路を東行し、奈半利から岩佐を通り、野根山越えをして阿波に行かれたという説がある。北山越えをされたとすれば、大豊町を通られたことになるが、香美郡岸本の月見山に駐輦ちんされ、観月のお歌等残されているので、一般に海岸筋の支持者が多い。

小笠原長経は、後信濃へ帰り、その子長房が守護となった。

長房は文永四年（一二六七）に三好郡領平盛隆が叛いたとき、岩倉城を築き根拠として盛隆を滅した。その功によって美馬、三好二郡の莊園を得て、田井庄池田に大西城を築いてそこに移った。長房の嫡男長久のとき、文永十一年（一二七四）蒙古の大軍来襲しいわゆる文永の役起り、長久は御家人を率いて長門探題のもとに守備の任についた。

阿波小笠原氏は、一族次第に阿波一円に広がり、一宮大栗の小笠原氏は一宮城を築き、一宮氏を称し、美馬郡重清に拠ったものが重清氏、麻植郡別枝名の土豪となったのが、河村氏で、西祖谷山の有瀬名の有瀬氏、東祖谷山の菅生

氏、板西下庄の赤沢氏、板東の板東氏、姫田の姫田氏、大谷の馬詰氏、大代の大代氏等何れも小笠原一族である。

(徳島県史による)

さて、豊永に關係を生じてくる小笠原氏は、長久の五男頼実(改めて頼久という)からである。

ここで小笠原氏の出自について簡単に触れて見ると、清和天皇七代の後新羅三郎義光に出で、義光より四代長清に至って始めて小笠原を称す。以下太田亮氏の「姓氏家系大辞典」小笠原の項を記す。

小笠原ヲガサハラ、甲斐国中巨摩郡小笠原邑より起る。甲斐源氏加賀美遠光の次男長清の後にして、武田氏の一族なれど、分布の広汎なる、分流の多き、史上に於ける活動、何れも武田氏に劣らざるなり。即ち天下の大族にして、其の分布全国に亘れど、殆んど皆同一族と称するは、他に類例の希に見る処なりとす。

但し其の発祥地小笠原邑は、中巨摩の外北巨摩にもありて、古書に小笠原牧と云ふは其の方と思はるれば、小笠原氏の発祥地も北巨摩にあらずやと思はるれど、中巨摩の小笠原は加賀美邑と隣接すれば、此の氏の発祥地は中巨摩の小笠原と見る方正しかるべし。此の氏の事は尊卑分脈に「義清―清光―遠光(信乃守、加賀美二郎、文治元八十四、源氏六人の受領の内小笠原、秋山等祖)―長清(左京大夫、信乃守、正四下、加賀美小一郎、承久の乱の後、阿波守護職を賜ふ、七ヶ国管領)」と載せ、小笠原系図長清譜には「二男、母和田義盛女、二条院御宇応保二壬午三月五日、甲州小笠原館に生る。童名豊松丸、承安四年甲午十一月五日元服、十三歳、加冠足利藏人判官義康、号孫二郎、天帝より始めて小笠原の号を賜ふ、正四位下に任ぜらる。相模大掾、右馬助、左京大夫、信濃守、豆相甲遠淡五ヶ国管領、信阿両国の大守。仁治三壬寅七月十五九十歳八十一号長清寺栄会居士」と。又諸家系図纂に「信濃阿波両国守護職、領知在甲相豆遠淡国々、草鹿を富士野に作り、射法を頼朝卿に伝ふ。草鹿是に始る」と。

このように載せられておるので、頼朝に重用せられた武門の氏であることがわかる。

そこで、頼久にもどると、南北朝争乱のとき、南朝方として戦った阿波小笠原の一族として、土佐宮方と接触する拠点として粟生に粟井城を築いた。これが後年小笠原氏が豊永に入国するものになる。頼忠は頼久の子で菊地氏と共に懐良親王を奉じて九州にあるとき、玉名郡豊永庄で生れ、長じて豊永粟井城に來り名も豊永山豊永城と名づけて住

みつくことになる。定福寺鰐口銘に

土佐国長岡郡粟生村定福寺敬白

明徳二年辛未十二月二日

大願主源頼忠

永享五年（一四三三）同族阿州有瀬の名主右京進成重と国境のことについて相戦い負傷したという。豊永小笠原氏の祖となる人である。頼忠の嫡男右京亮道資この人豪勇の士で有名である。寺石正路先生著「南学史」一四二頁によると左の如くある。

小笠原道資

僧侶の外武士にして法味に参し世道を維持するもあり豊永小笠原道資の如き是なり

小笠原道資は右京亮と称す其の先肥前下松浦豊永の庄を食む承久の頃土佐に來り長岡郡豊永郷を領す素より清和源氏小笠原流の一族なり

（参考）土佐遺話によれば長岡郡豊永郷に小笠原氏あり、其の豊永の地名は初代備中守豊永の名に依るといへり、然も其の遠祖肥前豊永村を領せしことあれば或は其の名を用いしにあらざるか後を待つ

道資勇にして材幹あり寛正六年伊予の賊徒嘯集蜂起し乱を作す即ち出兵之を討ち身数創を蒙る朝廷感書を給ひて之を賞す已にして賊兵益盛に瀬戸諸島の海賊（倭寇の二類歟）等と相通じ兵勢益張る道資等岩川城を守り之に抗す賊勢次第に加わり支ふべからず道資強弓を挽き賊十余人を射殺す已にして城中水尽き城遂に陷る道資乃ち紙を裂き己が姓名を書し之を頭髮に繋ぎ戦死す聞者其の壮烈に感ぜざるなし享年二十七九月十一日歿す法号常崇雅号朝岳といふ道資武勇の傍風雅の嗜あり吹笛を好み又禪に参じ吸江庵鄂隱慧歳の法孫なり小笠原氏は土佐嶺北の名家にして足利氏と同姓に土佐吸江庵の大檀契なり従ふて道資の如き弱冠禪に参し其の修契するところ深かし其の節に当り凜然屈せず最後の臨終己が氏名を紙に書し頭髮に結び從容戦死す其の節義風流後の世の木村重成の頭髮に香を薫すと同一の美談と謂ひつべき也

希世靈彦 村庵小稿

小笠原右京亮源道資画像賛有レ序

小笠原右京亮源道資、其先食采於肥州下松浦豐永庄。承久中、徙于土州長岡界郷。其後於今為土州人也。寛正乙酉（六）歲、讃土二州合兵討予州之賊。道資之父、筑州茂資以老家居。独道資少壯勇行。從本州刺史新開平之夷之軍。而與賊屢戰。身屢被創、事聞于京師。及贈書而勞慰之。然而當是時、擁其兵、執其柄者、以破賊不為急、座視窮虜。長其姦計。是以陰與海盜諸島相結、嘯聚蜂起、而終至不可禦焉。道資等猶守岩川孤城。一以當千、力挽疆弓、射賊十數人。徹甲七注、中者尽瘞、然城中無水已矣。自謂我死在今日。及截片紙書三姓名、繫之頭髮。而戰死。繇此名益著矣。又性好吹笛、至死弄焉。（中略）道資二十七、九月十一日死。失新開之夷。僅六日矣。法諱常崇。其号朝岳、吸江鄂翁之法孫也云々。

新開之夷は本州刺史とあれば亦是土佐人ならんか。今土佐国所々に新開氏あり。長岡郡に新改村あり。皆関係ある氏名村名ならん。吸江庵鄂隱の門下にして書を読む義を知る戦国武士と雖も、此の如き忠烈の士ある。吸江文学は徒に提唱問答の空禪のみにあらざる也云々。

このように豊永小笠原氏は道資のごとき知勇兼備の士を生み、その忠勇は時の朝廷にまできこえ面目をほどこしたのである。



小笠原備中守の墓
寺内若一王子宫境内

（一） 備中守豊永に入国する

道資の父頼忠は、豊永に居住していたが道資は前述のように讃州岩川城で戦死したので、その子資宜は父の遺体を火葬にしその遺骨を持って、阿波三好郡大西の城主小笠原宮内大輔頼清をたよって落付き、数年の後頼清の娘を妻として祖父頼忠の住む土佐豊永に來住した。これ

が備中守資宜すけのぶで号を豊永と称した。豊永の地名についてこの人の名によるといわれた小笠原備中守豊永はこの人である。

豊永の地名が此の人の名より出たものでないことは別項豊永の地名のところ述べる。

「土佐遺話」に左のようにある。

豊永氏世々住長岡郡豊永山。小笠原備中守源豊永裔也備中守位牌在大田寺（以下略）

備中守は次第に勢威を張り、立川の川井氏本山の八木氏等とも勢力を競い、吉野村の瓜生野城まで進出したと小笠原記に見える。

(二) 大平土居館の創始

備中守資宜（豊永）の長男越後守資貞は、阿州頼清の館で生れ、隠居屋敷で生長した。明応三年七月九日大西出雲守元高の加冠で元服、同六年（一四九七）豊永に來り大平の屋敷を土居館、豊永城を下土居館として永住することになる。下土居は大平土居に対して名付けたので今にこの字名となったものであらう。

大平天王社棟札に

天文四年十二月三日檀那源朝臣資貞

(三) 小笠原氏長宗我部と結ぶ

越後守資貞の長男を信濃守盈貞という。豊永小笠原氏は頼忠の代より同族阿州勢と共にしばしば長宗我部と戦つ

た。(長宗我部との戦については別項で述べる)長宗我部兼序の代に和睦し、兼序の二女は盈貞の室として両家は結ばれることになった。当時の政略結婚か。

「土佐遺語」第十九代兼序の項に

又注曰嫡女山田二女豊永三女蚊井田四女吉田重遠按此四人蓋兼序息女嫁三・四士也

又、盈貞について中屋村三休妙見陳札に

天文十九年十二月廿二日再興大明神小笠原盈貞

四 長宗我部元親阿波攻略に活躍

信濃守盈貞の三男中務承実吉代、元親は土佐一国を平定して土佐統一をなしとげた、時に天正三年(一五七五)七月であった。さらに元親は同年末から、阿波攻略の兵を起し、南部は、甲浦から穴喰に侵入し、海部・牟岐・日和佐・由岐の諸城を奪い、海部城に香宗我部親泰を置いて南方経略の拠点とした。

一方阿波の西部は、大西、三好、十河等小笠原同族が固め、加うるに吉野川峡谷は交通の便すこぶる悪く、兵を動かすには実に困難を伴なうので元親は慎重に対策を練り、豊永中務実吉を呼んで相談した。



小笠原越後守の墓(太平)

註 中務承実吉は本姓小笠原を革めて豊永を称した。「土佐物語」に

家老矢野伯耆守虎村を始め、重なるもの七百六十余名という。
 この戦いで豊永中務承実吉も、あたら四十八歳を一期として壮烈な戦死を遂げたのである。ときに、天正十年八月二十八日であった。

(五) 山内氏に仕官

豊永中務承実吉長男五郎右衛門道春の代、長宗我部盛親は大阪方となり、元和元年（一六一五）の夏の陣において



長宗我部元親の阿波進撃路（ここを通
 って太西に出た） 大砂子口

実吉は、同族大西覚養を説いて元親と戦うことの不利を訴え覚養も之に同意して味方となり、大西上野介を人質として岡豊へ送らせた。ところが大西覚養は、三好長治にかわって十河存保が勝瑞へ入城するにおよんで元親に叛いた。実吉はいち早くこのことを元親に注進元親人質大西上野介及び豊永実吉を先導として、白地城を攻めこれを落した。元親は、この白地城を四国制覇の拠点として激しい攻防戦を繰り広げることになる。中でも激戦となったのは、十河存保のひきいる五千余騎と元親自から采配を振った名にし負う四国三郎の本流中富川原の決戦である。戦は凄惨を極め阿波勢も死力を尽くしたが午頃に勝敗は決したが彼我の戦死者は数知れず、中富川原を血に染め、記録によると阿波軍の戦死者

祖先小笠原越後守豊永惣分ヲ顔シテヨリ四代目の孫中務大輔本姓ヲ革メテ豊永ト号ス

兵五千を率いて八尾方面に出陣し、藤堂高虎の軍と戦って、これを破ったが、井伊直孝の三千の將兵に側面をつかれて破れ去った、中務代より百八十石余をもって仕えた長宗我部の歿落により、五郎右衛門は浪人となった。そのうち慶長五年になって、山内一豊が土佐へ封ぜられることになった。山内入国については、長宗我部の遺臣等一揆を起し、先づ最初に浦戸があり、これも鎮定、百姓等も多くは安堵して帰農したが、慶長八年になって、高石左馬之助は、滝山の天険に拠り頑強に抵抗した。藩は会議の末援兵を送ることになり、豊永五郎右衛門、竹崎太郎右衛門を案内者として、山内掃部、野々村因幡の二家老が急行することになった。左馬之助の周到な計画で、攻め寄れば鉄砲をあげせられ、集まれば山上から大石を落され多数の死傷者が出たので、寄手の軍は、滝山の東にある蜂の窪山から大筒を打ちかけたので、農民は四散した。高石も瓜生野に逃げ翌年二月讃岐方面に逃亡した。一揆に参加した農民は罪を恐れて四方にかくれたため、藩の重役は、豊永五郎右衛門を用いて、罪を許して帰農をすすめる事件はようやく落着いた。五郎右衛門は功によって賞詞を与えられ、五十石の給地をうけることになった。

(六) 北の国（豊永）押え役および大庄屋役

五郎右衛門の後には、代々相続、お留守組入となり、或は、大庄屋役を兼帯、豊永郷押え役として、藩政奉還に至るまでよく豊永郷の治安、経政に当ったのである。

豊永郷の歴史の上で、古記録に姓氏の見えるのは、寺内豊樂寺薬師堂に安置されている釈迦如来座像の体内墨書銘に、八木氏、佐伯氏、宗我部氏、物部氏、秦氏、文屋、木氏（記氏）、忌部氏、遠知氏等であるが、その世系を今に詳かにすることが出来ない。ただ小笠原（豊永）氏を最たるものとする。他に郷士職、庄屋、名本等名の知られた家系もあるがそれらは別項にゆづる。

以上のように小笠原、豊永氏は大豊町の名家であると共に大族である。その分派の及ぶところは、当町はもとより、香美郡、安芸郡と広範に亘っている。今西村自登氏の多年に亘る研究の成果をお目にかけよう。

前掲、村庵の文章でみると、小笠原氏が九州へ下ったのは承久以前であった。甲斐源氏小笠原長清が阿波守護に任ぜられて下国したのは正治二年（一二〇〇）であって、二男長房を阿波にとどめ、長男長経をつれて信濃へ帰ったから、同族小笠原備中守豊永を肥後国玉名郡大原村豊永の庄から招いて、土阿国境の「豊永」に配置し、土佐の押えとしたものではないかと思われる。

これより先に河内守鎮守府將軍頼信の二男頼清が肥後守に任官している。だから肥後とは古くから縁故があったものと思う。

熊本県玉名郡大原村に小原、豊永の二庄の地名がある。山内藩の制図の元禄十三年（一五八五）製作の豊永の地図には、今の東土居、西土居に「土居」の地名を書かずに、ただ「豊永」とだけ記してある。

これは小笠原氏が最初に足跡を印した地名そのままに、肥後の小原、豊永を移したのではないかと思われる。いまの東土居氏神松尾神社の境内地の地字は「ヲハラ」である。この神社の棟札を調べてみると

奉再興 大原。一字寛永六己巳年（一六二九）二月吉日 都築与兵門

奉上葺 小原。大明神宮一字寛文九己酉年（一六六九）八月十四日

合奉上葺 小原大明神宮一字貞享丁卯年（一六八七）九月九日 庄屋都築五兵

奉上葺 小原松尾大明神宮一字享保六丑（一七二一）五月十日

大願主 都築伝衛門

大原松之尾大明神元禄十二年己（一六九九）九月吉日 下土居村御寄進 大家喜内

奉再興 小原松尾大明神 宝永六己丑（一七〇九）九月十四日 本願 都築六左衛門

奉上葺 小原松尾大明神宮一字 享保六辛丑（一七二一）霜月七日 本願主 都築彦左衛門

以上の棟札で、最古の寛永のは大原一字の文字だけで「松尾」の文字がない。

次の寛文の棟札も小原大明神宮のみで「松尾」の文字はない。

つぎの貞享の棟札にも小原大明神宮とのみ。

次の元禄の棟札以降になつてはじめて「松尾」の文字が記入されている。しかし頭には必ず小原の冠字がある。

山城国の葛野郡旧官幣大社松之尾神社の御祭神が大山咋神である。当松尾神社は古来御祭神は木花開耶姫命である。

小笠原の発祥地である信濃の下伊那郡松尾村の松尾館。甲斐国の一の宮 浅間神社の祭神木花開耶姫命。小笠原備中守豊永の居城と伝えている豊永下居城。その麓の字ヲハラに鎮座の松尾神社、相互に連絡関係する点があると想像する。

大田亮著「姓氏家系辞書」に次の記事がある。

豊永土佐肥後等に此地名存す

一、藤原姓 肥後相良文書に「豊永四百丁地頭藤原家基 三百丁 波恵小太郎と載せたり

二、同上相良氏族 前項の肥後豊永より起る。一本の相良系図に長次頼貞九郎豊永云々 の祖と見えたり

三、清和源氏 土佐国長岡郡豊永より起る当地の氏族にして天正の頃豊永内蔵助茂政あり 小笠原条第十八項を見よ。もと一

条家に属していたが後長宗我部元親に降る。文書に豊永理右衛門「是は式部の親の由」堀田正信判書に「豊永式部等見之

「長宗我部系図に「兼序の妹豊永室」又幕末豊永方鋭あり

四、利仁流藤原姓 摂津の氏族にして伊丹秀虎の四男宇兵衛重好豊永重好と称すとぞ

谷秦山の「土佐遺語」に

豊永氏世く住「豊永山」小笠原備中ノ守源豊永ノ裔也備中ノ守位牌在「大田寺」

近故有^二豊永藤兵衛^一生^二子藤五郎^一仕^二秦氏^一有^二顯名^一於^二本山柘植村^一祭^二藤兵衛^一為^二一社^一本此地ノ領主也今豊永氏多シ可^レ更^二尋^レ之

註曰 本山郷柘植村 大豊町津家

又曰く

豊永藤兵衛秦主喪時病卒于豊永柘植村生子^二藤吾郎^一、藤次兵衛、藤五郎仕^二盛親^一矢尾之敗藤五郎及十地小太郎、長宗我部主水、為^二後殿^一見能勢宗
兵衛筆記後仕^二肥後国^一未詳其後^二藤次兵衛初仕^一肥後国^一後仕^二堀田加賀守^一生子^二式部^一

又同書に

豊永帯刀者藤五郎一族也属^二桑名丹後^一居^二奈半利^一後卒于小松島生^二茂兵衛茂兵衛生与^一左衛門与^二左衛門生茂兵衛^一茂兵衛生貞兵衛前茂兵衛以来居^二田野^一

とある。

備中守豊永の流れをくむ、豊永藤五郎は、本山郷柘植村の豊永藤兵衛の子として生れ、長宗我部氏が四国平定から、豊臣氏に降り土佐一国を安堵せられてその領主となり、諸掟を設け領国経営に乗り出す頃、長宗我部の重臣として頭角を顯わし、大高坂城下に商工都市域が形成されると、新市には久武内蔵助、朝倉市には光留弥五郎、蓮池市には豊永藤五郎がそれぞれ代官として任命された。いずれも上級の有力家臣である。(高知県史による) 又、豊永藤吾郎は、中五郡の三人奉行に任命されている。(香美・長岡・土佐・吾川・高岡五郡)

○中五郡諸奉行

一、御地帳并諸帳奉行

武拾貳町五反

豊永 藤五郎

九町三反

山内三郎右衛門

九町五反

久万次郎兵衛

中略

一、御材木懸人数遣奉行 豊永 藤五郎

以下略

「掟書百箇条」第十一条に

國中七郡之内、三人奉行相定上者、彼奉行申付儀諸事不可_レ單_二異儀_一事

とあるように、奉行の権限は強大であり、殊に豊永藤五郎は、給地も最高の二十二町五反を給せられ筆頭奉行である。

文政の頃本県香美郡太郎丸に竹内重意という著名の学究があつて、県下各地を巡り、史料を集め所蔵していたが、近年子孫転住して不在である。

大正初期県史編纂所に所収した「土佐史料」の「豊永系図」は重意氏の作の写しである。その系図によると

清和源氏 豊永系図 土州長岡郡豊永山ニ世々住位碑在大田寺近故有豊永藤兵衛

小笠原庶流 ○井沢越前守頼俊



豊永 小笠原備中守
初土佐国領ス從之任

道実同越後守

道實

同筑後守 天文二十四年五月八日豊永寺旧記

龜王丸豊永

松寿丸

茂政豊永内蔵助 同雅衆助

実吉豊永中務丞

元親ニ仕天正四年阿州祖谷の大西覺養ヲ攻ル時被召寄道案内ス同十年八月廿六日中留川合戦ニ討死ス

道春同五郎右衛門

慶長六年一豊公仕欲ニ於身立適々本山于出于山内掃部ノ前而一揆ノ大将高石兄弟出走シタルヲ御有免アラバ私還ラセ可申ト云依テ仕仔細ナク赦之

豊永藤兵衛

堀田上野守殿八百石ニ召抱於本山郷柘植村作一社祭之此地領主也

同藤五郎

山北村采地有仕ニ秦氏ニ有ニ顯名ニ有ニ子孫ニ住ニ安田浦ニ

同次郎兵衛

戸次川戦死

同兵庫

賀定豊永美濃守

四郎左衛門

下土居西住ス安芸国主松平安芸守
三百三十石被召抱

同新助 下土居中一反廿七代住居

同弥六 弥太夫高須ニ住入目ナシ領

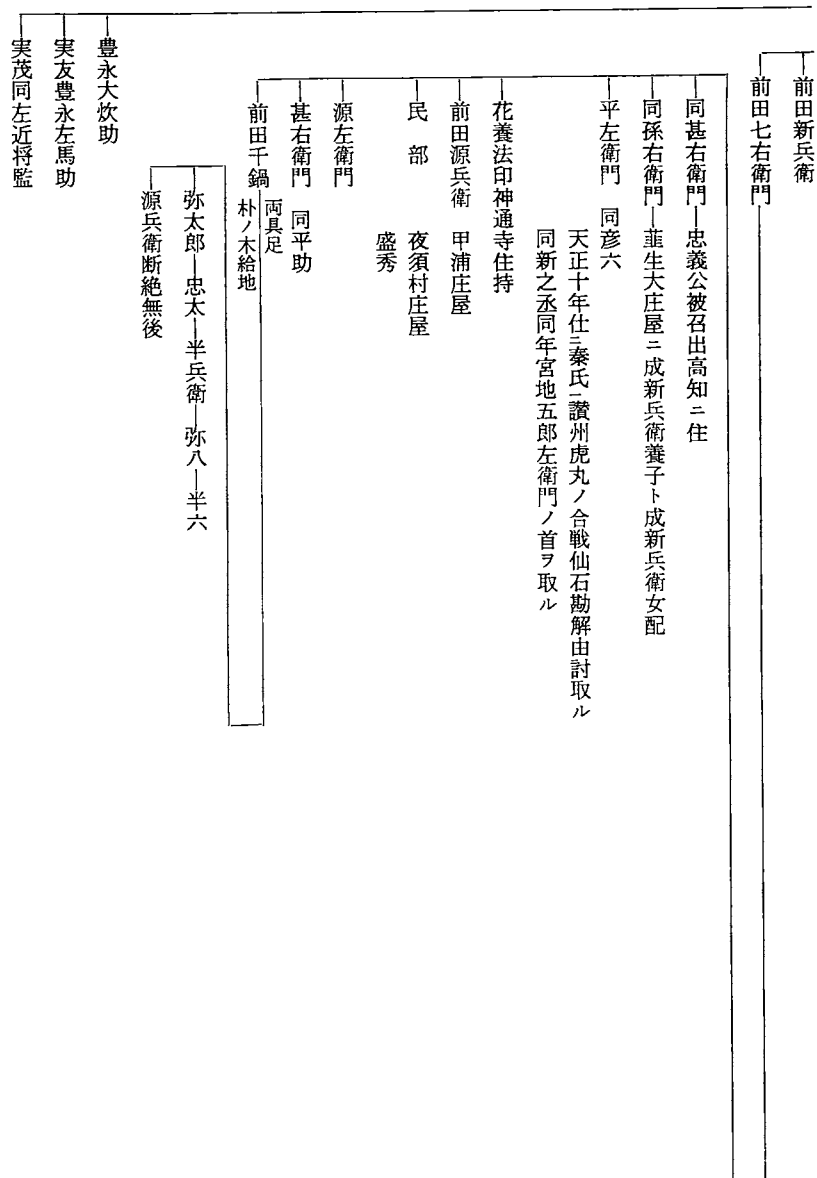
同縫殿

同藤左衛門

前田右馬丞

土居分井ノ向住居

莚生郷柳瀬五郎兵衛女ヲ娶ル故柳瀬村神通寺名往ク



(七) 安田の豊永先祖伝聞記

安芸郡安田町の豊永省藏氏が所藏していた古文書に「豊永先祖伝聞記」があり、（註 現在は東京大学史料編纂所に保存）これには次の通り記せられている。

「豊永伝聞記」

一、豊永は源氏小笠原姓なり。

小笠原越後守初めて豊永郷を領す。爾来四代の孫小笠原中務大輔本姓を改豊永と号右四代の内未詳。尤聞伝前左に記。

一、小笠原備中守者源豊永の裔也、備中守者の位牌大田寺ニ近古有、豊永藤兵衛並豊永藤五郎秦氏仕元親有頭名於本山柘植村（津家）ニ祭藤兵衛ヲ為一杜本此地領主ナレバナリ。今豊永氏方ニ多可吏尋之ト土陽遺語ニアリ。

一、小笠原頼母 伝聞有

一、小笠原式部大輔 伝聞有

但此三人者右四代ノ内カ前後未詳

一、秦氏十九代兼序ノ一女豊永藤兵衛妻ト申伝也、四国軍記ニハ一女ト有、遺記ニ二女ト有

一、豊永藤兵衛秦主喪時病卒ス、豊永柘植村ニ生子二人豊永藤五郎、同藤次兵衛、藤五郎仕盛親矢尾（八尾）之敗及十市小太郎長宗我部主水盛親ノ兄四郎兵衛口為後殿是ハ能頼宗兵衛筆記後仕肥後国未詳其後有、藤次兵衛ハ初肥後国ニ仕其後八百石ニテ松平安芸守殿有付其後国侍百二人有付処其節ヨリ書付所持也本紙破写有

一、永祿三歳香宗我部和睦ノ時香宗我部景好ハ元親甥ニ景好息女元親弟左京大輔親秦養子婿トシテ入城ス、景好ハ隠居也此時一所此郡城持、野中、姫倉、小野、国吉、馬場、萩野、五百藏、野田、甫岐山、山川、豊永、一所降参豊永藤五郎ハ（以下空白）

但聞伝所惣右衛門は藤兵衛の弟と申伝うも藤兵衛の嫡子なり、五人兄弟次郎兵衛は豊後ニテ信親君一所ニ戦死三者三郎左衛

門元親君弟島弥九郎殿有馬入湯阿州海部ノ湊に船がかりの時阿州より夜討ある時戦死、右湊に三ツ島ナラビ有三島大明神ノ社有

帶刀ハ三郎左衛門嫡子小松島ニテ病死也四郎兵衛右ニ記三百五十石ニ有付也三九ト申末幼稚ニテ母儀一所ニ有豊永ニ住以後五郎右衛門と改一豊公御入国ヨリ牢人住ニテ元土居ニ住ス藤五郎自失後乱迄ハ初肥後国ニ居トナリ其ノ後未詳。遺語によれば一、豊永藤五郎ハ国親、元親ノ従士ナリ、秦氏十九代兼序ノ末子ナリ藤兵衛ソノ嫡子也、元親公ノ軍議、国政ヲ司ル、其レヨリ四国平均ノ後豊永ハ五郎右衛門住スル故藤五郎阿州小松島ヲ領シ三年住スト申伝フル也

藤五郎はまた盛親に仕其事蹟多と云、其是を略す。

一、元和元年丑五月七日大阪落城聞伝フル所此時ハ藤五郎老年故先乱ヨリ先ニ国元ヘ下リ豊永喜介ト改阿州小松島ノ家ニ住ム、女子二人男子一人、小松島豊永両所ニテ出生豊永ニ牢人住ニテ居ルト申伝ナリ。右ニ記五男三九ト申スハ豊永五郎右衛門改母儀一所ニ本の土居（注大平土居のこと）ニ喜助一所ニ暫住スト也豊永五郎右衛門地ナリ

一、一豊公御入国の節本山ニ高石左馬助大将ニテ一揆有之……略……豊永五郎右衛門罷出取納郷民迄モ不殘本之通還住させた処一豊公御褒美として豊永爾来之通拝領す。

其後慶長六年御分張相定ル時豊永郷惣番頭、又阿州隣境ナレバ押ヲ兼本ノ土居ニ住ス

豊永喜助ハ其ノ後赤岡養楽寺ニ三十日滞留、それより立田ヘ立越常行寺に少しの間住む。

右喜助安田ニ住し子孫代々相統して今安田浦紺屋弥太郎家也右喜助安田ニ居住ノ間一ケ年ニ二度宛豊永五郎衛門ヨリ人遣成諸遺銀等迄モ来ると書付にあり。…以下略……

とあり、豊永家が安芸郡、更に阿州にまで繁延していることが分る。

文久三年（一八六三）安田浦の紺屋弥太郎所持の書伝を豊永蔵馬と云うものが書写した。それによると、

一、豊永氏ハ豊永郷ニ住して其の別れ広く、家伝有之ト云ヘドモ実は未詳、中頃焼亡他に伝る処を求めて記す者也。

との書き出しである。それを略記すると、豊永藤五郎改め喜助は安田浦ヘ引越し、現在の紺屋のある屋敷に住んだ。その為ここを安田三河守様屋敷といった。今でも井戸を三河守掘ると云い伝えている。屋敷に落付いたのち譜代の者

八人召し連れて来、阿波の小松島から女三人、豊永から三人の子供を連れ寄せた。

豊永の五郎右衛門から一ヶ年に二度人がくるのは遺銀を持って来たということである。

喜助は八十七歳で寛永十四年（一六三七）丑九月病死した。戒名は心月常照、夫婦墓所一つとする石仏である。

三人の子供の一人は女である。安田へ縁組したが気に入らず夜中逃げ出し高知城下の野中伝右衛門を頼りその世話でお城奉公に出た。翌年女中頭として江戸に上ったがその途中家族の者と安田御分で逢うことが出来たという。その後七ヶ年勤めたが野中家が断絶したので村田家を寄親として富田平太夫へ有付いた。

また一子三郎左衛門は野中氏から郷士になることをすすめられたが大阪陣のこともあり、これを辞退し商人を経てのち船山師となった。子供が六人ある。との内容である。

安田町豊永家系譜が田野町福田寺の過去帳にある。それは次の通りである。

初代 寛永十四年（一六三七）丑九月二十日豊永喜助勝元八十七歳

二代 天和四甲子（一六八四）貞享元（一六八四）五月十四日行年七十三

三郎左衛門信光

天和三癸亥（一六八三）九月二十九日

妻同六十九内川姓女

三代 元禄六癸丙（一六九三）三月十八日

同左近左衛門行年四十八死正徳五未（一七一五）五月十四日

四代 宝永二乙酉（一七〇五）九月二十九日同左近右衛門

享保十八癸丑（一七三三）十二月二十六日

五代 享保十六亥（一七三一）正月五日同弥三郎享保五子（一七二〇）九月五日妻柏石氏女およし享保十八年（一七三三）二

月二十一日小川氏女お銀

六代 寛延二年（一七四九）十一月十八日この人初見す。同左近右衛門寛保元辛酉（一七四一）十一月二十一日文政元寅（一

八一八）七月五日九十五

豊永弥三郎安永四未（一七七五）四月十日

妻森氏女同妻森氏名同人子六人長男万之助二男元右衛門、三男茂平仁井田に住む楠永竹吉祖父なり。四男孫七。五男四郎右衛門。六女八重。

野根浦の吉左衛門

右弥三郎長男、長男万之助事、文化七年（一八一〇）十一月廿九日。同弥三郎一子無くして四男孫七に渡す。

弥三郎

四郎左衛門

豊永斧馬方鋭

十 弥三郎信彦

十一 小笠原箕吉信任

(八) 奈半利の豊永氏

谷秦山の土佐遺語に

豊永帯刀は藤五郎の一族なり。桑名丹後に属し、奈半利に居り、後に小松島に卒す。茂兵衛生まれ、茂兵衛左衛門を生み、左衛門、茂兵衛を生み、貞兵衛を生む。前の茂兵衛以来田野に居る。

とある。奈半利町、豊永寿衛夫氏所蔵年譜書に

一、先祖豊永藤兵衛清久

右者豊永一切の領主にて、同所に在城に仕候。尤も旧記居宅火災燦失仕り候につき、委細相い知り難く御座候。

二代 豊永帯刀道久

右者豊永郷に住居仕候ところ、元親公の御時東に防ぐため桑名丹後御番頭にて侍数北条へ、帯刀等もその人数にて、奈半利に出向。知行下し置かれ罷在り候処、盛親公御改易以後お国を立退き阿州にて病死仕候。

三代 豊永衛門七

右は、豊永帯刀死後幼少であつたので肥州へ立ちこし、伯父の南岡四郎左衛門の領主のもとで成長した。後に此国へ立ち帰って田野村浪人で生活、後に茂兵衛と改名した。

四代 豊永与右衛門

右は、明暦元年（一六五五）奈半利支配のうち田野郷一円の庄屋役を仰せつけられていた。老年になって役をやめたいと願ひ出たが、お許しがない。それで子供の源右衛門が相続を願ひ御聞届があつた。その後病死した。

五代 豊永八九郎

右は、慶安四年（一六五一）親がかり百人知、郷侍に召出され、正徳元年まで六十一か年勤め病死。

六代 豊永貞兵衛

右は、正徳元年（一七一）父の郷士職を相続。親がかりの中口撰を以つてお雇となり、諸御用をつとめた。家督相続後の勤めは次の通り。

一、元禄十六年（一七〇二—一七〇三）の兩年に羽根、吉良川両郷浦に行つて、日増しに浪人ができたのでその救護に作配をする。その後両浦の作配と羽根浦郷分一役を勤務する。

一、宝永年中（一七〇四—一八〇）安芸郡北川郷の内の大谷山お仕成し分の作配役勤務

一、享保三は戌で一一七一八亥は（一七一九）五月慎み方仰付けられ籠居していた所、お思召して御留守居組に召され、前々通り郷士職になる。

一、元文三年（一七三八）幡多郡折有山材木仕成役を仰せ付けられ、寛保三年（一七四三）まで勤務して同年病死する。

七代 豊永茂兵衛

寛保三年（一七四三）父貞兵衛が病死したが、茂兵衛は年が不足で御留守居組を除かれる。郷土職を仰せつけられ勤務。明和三年（一七六五）御領蔵、分領ともに他に譲って、その後は地下浪人。明和四年に病死。

八代 豊永宇平太

明和四年父の跡式相続。天明四年（一七八四）に病死。

九代 豊永茂兵衛

天明四年父跡式相続。文政八酉年（一八二五）病死

十代 豊永宇吉

文政八酉年（一八二五）父跡式相続。弘化四未年（一八四七）病死。文政十二己丑年（一八二九）異国船漂来の節。

十一代 豊永兵主加門

弘化四未年（一八四七）父跡式相続。

十二代 豊永八九郎

右は明和九年（一七七二）正月四日父病死。

十三代 豊永保二

明和十二年（一七七四）三月十四日父八九郎が隠居。跡式相続をする。

安芸郡田野町福田寺豊永家過去帳写

幽誓宗玄豊永茂兵衛七十一歳慶安四年（一六五一）七月五日

授宗妙姉豊永茂兵衛母寛永二年（一六二五）六月道清豊永茂兵衛父元禄七年（一六九四）十月五日成誓妙寛永茂兵衛母寛文十年（一六七〇）八月七十七歳

豊永茂兵衛兄寛文十七年（一六七七）十二月七十歳

秋月清入豊永伊兵衛寛文十年（一六七〇）七月六十四歳

知安清心豊永久兵衛妻寛文五年（一六六五）八月三十四歳

豊永与左衛門 享保十六年（一七三二）七月四日六十歳

豊永儀兵衛 元禄三年（一六九〇）二月六日七十八歳

豊永貞兵衛 享保元年（一七一六）八月七日七十六歳

豊永定七 寛永四年（一七〇七）六月十二日四十歳

豊永猪兵衛 天和二年（一六八二）七月十二日

(九) 豊永、小笠原氏系図

小笠原氏は代々豊永の下土居城主として豊永に君臨、長宗我部氏の世となってもその重臣として栄え、更に山内治世となっても豊永五郎右衛門の才覚により尚家名を損することなく代々伝えて明治に至った。

その家譜は次の通りである。

本国甲斐信濃

○神皇五十六代清和天皇

○貞純親王

源姓天慶一年始而賜

○六孫王 経基王

○満仲

從四位左馬頭兼伊予守
号多田

○正四位上陸奥守鎮府
近江守頼光 ○兵部丞頼信 頼光養子

○頼義 正四位下伊予守
鎮守府將軍
○長男 義家 正四位下八幡太郎
信濃守
○二男 義綱 河内守加茂二郎

○頼義三男
新羅三郎義光源氏

御母二位法印尊長女之
天喜四丙申年生誕甲州元服新羅明神社故称新羅三郎幼善弓馬長雄有勇謀為左兵衛尉宿營京師刑部丞刑部少輔從五位上甲斐守大治二丁未十月十五日歿七拾二歳
生甲院殿前甲州大守從五位上俊德尊了大居士

義光之子

○嫡男 太郎進土判官義業

御母甲斐守知実女之相模介、左衛門尉、刑部太郎

○二男 刑部大輔義清

御母同承保二乙卯四月十六日江州志賀館於生誕

童名文珠丸又ハ音光丸

寛治元年十一月十五日元服十三歳加冠伯父義家刑部三郎ト号ス、是人兄弟ニ勝ルニ因リテ義光嘉承元年八月十五日家嫡ト定メ以テ二尊ノ御旗及楯無甲等ヲ授ク甲州市川庄ニ住ス
俗名武田刑部大輔源義清（以下略）

○三男 三郎盛義

左兵衛丞、平賀冠者

又有 実光、頼義、祐義、寛義

義清之

○嫡男 源太郎清光

御母上総介源兼宗娘之

天永元庚寅年六月九日甲州市川館ニ生誕ス

大治元年正月十一日元服年十五加冠足利加賀介義国武田源太ト号ス
 伊、甲、信遠受領右馬助治部、刑部之大丞民部、兵部少輔、左衛門尉從五位下
 仁安三戊子年七月八日歿五十九歳
 清光殿前四ヶ国大守從四位玄源太太居士

○二男 平二郎師光

○三男 安田三郎義定

清光嫡男之

○信濃守遠光

御母進土判官義業之女

庚治三庚亥年二月廿八日甲州加賀美庄ニ生誕ス

童名豊松丸保元二年十一月十五日元服年十五加冠新田義重、加賀美二郎ト号ス

文治元乙巳年八月十六日源頼朝公幕府創設有功任信濃守叙從四位下住于信濃国同年九月一日遠光女召宮中号大武局
 寛喜二年庚寅四月十九日歿八十四歳

遠光之

○嫡男 飛驒守朝光

治承三年平氏ニ候シ京都ニ住ス

御母和田義盛女之

遠光之

○二男 信濃守長清

応保元辛巳年三月五日甲斐之内小笠原ノ庄ニ生誕ス

童名豊松丸

承安四甲午年十一月元服加冠足利藏人判官義康加賀美二郎長清ト称ス

御帝上奏本姓ヲ改メ小笠原ヲ氏トスル

治承在京四年十月帰国源頼朝ニ任フ父跡相統信濃守正治二年八月二日寿永元曆文治之間平家追討ノ勲功ニ依テ阿波
 国守護職ニ任信州ヨリ阿波国三好郡大西城ニ移ル長男長経ヲシテ後ニ岩倉城ヲ築ク是ヨリ六年ヲ過テ長経公命ニ依
 テ本国ヘ帰任弟長房ニ相統サセル
 承久乱中東山道大將也

仁治三壬丑年七月十五日卒八拾壹歳法名榮曾左京太夫戒名長清院殿前鎮府信州大守正四位上淨營榮曾大禪定門遠光之

○三男 信濃守光行

文治二丙午年七月四日歿

(戒名略)

長清之

○嫡男

弥太郎長経 從四位正四位民部大輔刑部丞
右馬充昇殿待從

御母新中納言那綱女之

治承三年己亥年五月十七日京都六波羅館ニ生誕ス

童名豊光丸

建久二年十一月三日元服加冠源賴朝卿理髮下河辺庄司行平六波羅太郎又弥太郎ト号ス

正治元己未年十二月十三日成道廿一歳糺法の伝

正治二年八月二日父ニ從ヒ阿州麻植与地頭前司佐々木経高一族高範高兼兄弟高重ノ子秀経擁白鳥城ニ楯籠ル攻囲闘經高弟高兼鬼龜野山中逃レ自害シ残党農耕營佐々木氏滅亡

貞応元年五月土御門院土佐国依リ阿波国ニ御遷座北条泰時命依テ奉行被仰付之

仁治三壬寅年八月十五日出家六十四歳号高倉入道長禪居士建長六甲寅年三月歿七十五歳

戒名本甲寺殿前甲信阿三国大守長経大祖禪定門

長清

○二男 孫次郎長房

御母家女房

寿永三甲辰年九月十日信濃国伊那松尾館生誕

幼名豊彦丸

正治元年乙未十二月十三日父兄阿州来ル依テ從ヒテ居ル

元久三年兄ハ命ニ依テ本国ヘ帰任後跡相統

建永元丙寅年鎌倉ノ下知ニ依テ平家ノ残党三好領主右馬頭盛隆ヲ退治スル

文永四丁卯年右賞トシテ三好、三馬二郡二万六千九十三町余ノ土地ヲ加賜岩倉城ヲ修ス

左衛門佐左兵衛督

宝治二戊申年十一月廿八日歿六拾四歳

戒名宝珠寺殿前十二州大守霜山義光大居士

長清三男之

○伊那三郎長綏

(以下十二男まであれども略す)

長経之

○嫡男 信濃守長忠

御母武田大膳太夫朝信女之

建仁壬戌年四月廿六日生於信州伊那松尾館 童名豊松丸

建保二甲戌年二月十二日於祖神壇元服十三歳又二郎從四位

長房之 大膳大夫從四位

○嫡男 阿波守長久

建保元癸酉年九月五日生於阿州大西館童名豊久丸十三歳元服源太郎号

文永ノ役起其時御家人ヲ卒テ長門国探題ノ先ヘ守備ノ任ニ赴ク

建治二丙子年六月廿七日歿六拾二歳

戒名宝蓮寺殿前十六州管領寛夢閑大居士

○二男 孫次郎長政

父跡三好領ヲ繼

三好式部少輔長政ト云

号麻領四郎

○三男 石見守長親

妻益田兼時之女美夜

阿州ヨリ石見国ニ移邑知郡之郷領シ天福元癸巳年川本八幡宮勸請石清水八幡宮為守護神

石見国邑知郡一部加俸村之郷南山城主弘安役功ニ依テ同郷賜

正応年中阿州重清ノ城ニ来役同城主

三河守跡目兄ノ子長宗ニ相統サセル

実ハ長久四男之

○養子 長門守長宗

号一宮宮内大輔

○長男 長種

左近將監

徳治元丙午年御国生誕

伯父長親共ニ石州ニ移リ阿州重清城ニ来役

長親養子成継阿州名西郡神領

一宮大栗神社之祭屋為国造家戦亡ス故一宮氏ヲ称シ大宮司ト成一宮領参千貫下半国ニ当リ政事為

元享年中後醍醐天皇ニ奉仕其後暦応元年ヨリ足利尊氏ニ属シ軍功有之励ム

貞治二癸卯年六月十三日歿五十七歳

長楽寺殿前一宮領從四位下梅廊芳郁大禪定門

○長宗嫡男 成宗宮内大輔

從五位下一宮三城家督ス

○二男 右馬頭義雄

○三男 左京大夫成行

○四男 宮内大輔成良

○四男 矢次郎長家

○五男 五郎長範

○六男 六郎長基

○七男 七郎禪長

○女 光雄母之

長久之

○嫡男 阿波守長義

改義久

建長二庚戌年三月十九日於守護館生誕童名豊寿丸

文応三年五月十日元服十三歳藏人太郎

建治二丙子年六月守護職継阿波権介左衛門佐

嘉元三乙巳年六月廿七日歿五十六歳

吉祥寺殿前十二州大守観山道剛大居士

○二男 次郎實久 改義行

正慶二癸酉年命依リ三千兵ヲ卒シ摂州尼崎依リ責上リ赤松ト血戦

同年六月戦死四十六歳

誠光院殿前十二州管領從四位義岳宗英大居士

○三男 宮内三郎長康

改長広、義信

建武元甲戌年正月成良新王征夷大將軍ニ被任鎌倉下向供奉

同二年正月廿三日武州神奈川於戦死三十九才

松音寺殿前阿州大守從四位鶴林義高太禪定門

○四男 宮内四郎長宗

伯父長親養子ト成繼

長久之

○五男 阿波守頼実

改頼久

建武元甲戌年六月三日於守護館生誕

童名豊竹丸

正平三年十二月十日元服五郎大夫

南北朝乱其時宮方奉仕祖谷山諸氏合セ從ヒテ土佐国官方ニ通ス

土州長岡郡郷下山境村之内城築粟井城之後ニ細川詮春ニ与ラス国政ヲ執行

応永元甲戌年正月十九日歿六十一歳

棟林寺殿前四州管領從四位春芳良意大居士

頼久之

○嫡男 阿波守頼氏

天授三丁巳年八月十日生阿州童名音無丸

十三歳元服阿波權介官内大輔

嘉吉三年九月廿日歿

義照院秀月観宏大居士

○二男 頼忠

○阿波守頼定

赤王丸後刑部大輔從四位

嘉吉三庚亥年三月五日歿

本願寺殿前阿談大守秋光義基大居士

実ハ頼氏弟頼定早世ニ付相統

○刑部大夫頼忠

中将

父頼久公懷良親王ニ隨セシ時九州ニ下向セリ一時肥後ニ居ル所父阿波ニ帰国

肥州玉名郡豐永庄於生千寿丸

弘和三年五月阿波ニ歸ルニ既ニ阿州北朝ニ属ス依テ祖谷山越土州長岡郡郷栗井城ニ来住後再肥州江下向セシ菊地

氏ニ身寄勵居正長中土州へ帰国城ヲ豐永ト改九州ニ於官方軍及親王忍時御難儀思惑有改

永享五年阿州有瀬名主右京進成重ト云者国境騒動起相戰此時負傷其後境ヲ定申シ歿セリ

長祿元年歿七十七歳

定福寺殿前土州長岡郡之郷領從四位下岳峰青繁大居士

○嫡男 右京亮道資

永享十一年肥州玉名郡豐永庄於生誕

童名藏王丸

御母菊地氏臣大友兵部丞康氏女之

代々南帝ニ属セシモ肥州ニ下向采地有居住後土州江帰国途中

寛正乙酉歳讃土合兵討予州之賊云

同年九月十六日歿二十七歳

覚道院殿前肥州豐永庄領從四位下淨溪晴雲大禪定門

号豐永

○嫡男 備中守資宜

妻小笠原宮内大輔頼清女之

康正元年三月六日生肥州豐永庄於生誕

童名松寿丸

応仁三年四月二十一日元服十五歳加冠大西頼清父ニ從ヒ土佐江埴國中瀬戸内海於賊襲壯烈戦死為御火葬為御遺骨持来祭若宮八幡

大西在住後土州豊永城来住修築シ采地長岡郡一万石領ス永正七年九月十八日歿五拾五歳大西院勲芳資宜大禅定門

長義之

○嫡男 左京権大夫義盛

嘉元三乙巳年正月廿五日生誕大西城主

童名実千代丸

延元二年六月讃州財田城居所細川顯氏ハ桑原市重香西彦三郎遣之攻城ヲ落ス

康永二癸未年九月細川頼春ノ四国管領補任ニ依テ旗下ニ与力ス

文和元年二月廿日四条大宮ニ頼春一所ニ討死ス四十九歳

阿讃淡大守從四位即応院殿勇岳宗瑞大居士

○嫡男 頼清

宮内大輔大西城主 代々大西城主

領地阿州池田切予州宇摩郡切土州立川泰井庄之領主

文明十七年十月十八日歿清乾院浄範仁英居士

○嫡子 貞頼

早世ニ付頼清姉嫁先近藤宗光室跡目宗光長子元高ニ大西城讓

○女 小笠原備中守豊永室

○左衛門 佐武重

阿州白地ノ城主

応永二十年阿州予州間於所領賜三好之内伯地ニ居住

○女 頼清姉

室小笠原頼清姉
 ○藤原氏近藤之高
 大西出雲守藤原元高
 元高 伯帝

越後守

小笠原頼清長子早世ニ付大西城ヲ讓受城主ト成

大永七亥年七月八日歿八十一歳

享坤院天惠祖芳大居士

○天養頼武

(大西覚養)
 覚養

近藤天養号伯帝長男京師ニ生誕阿州大西領ス氏改大西出雲守頼武居白地城阿州三好郡土州長岡郡ニテ一万石讃
 州豊田郡内ニテ七ヶ所領ス粟井之城ニ守将ヲ置都合三ヶ国領ス泰井庄ト云

○女 小笠原越後守室

豊永下土居城主

○嫡男 越後守資貞

妻小笠原頼清甥元高女之

(一説白地城主左衛門亮武重養育之女)

文明十三年十二月十五日於生阿州御隠居様屋敷

童名松菊丸

明応三年八月九日元服加冠大西出雲守元高六郎資貞ト称ス

明応六年春阿州池田発祖谷山打越土州へ来ル大平村土居館ヲ造豊永山下ノ土居館ヲ造ル領地豊永惣阿州祖谷山

天文七年七月卅日歿五十一歳

豊永院殿前豊永領英徳武隆大禪定門

○嫡男 信濃守盈貞

妻奏兼序二女之秦殿岡豊城主也

長享五年十二月十日土州豊永大平土居館生誕

菊王丸元服十五歳民部太郎

代々秦氏ト相戦有我後背大西公モ有候へバ山間要害地也

秦氏当家和睦シ兼序二女之嫁ニト親戚ト成候

天文廿一年七月廿三日歿六十壹歳

豊久院大光知覚大禪定門位

○嫡男 築後守道賀 豊永下土居城主
室新居氏娘之

明応(文亀二年)十一年十月八日生大平村土居館

童名藥王丸元服十三歳

永正十四年四月廿五日加冠祖父彦太郎号代々豊永下土居城主也

永禄三年八月十二日歿五拾九歳

豊楽院勇壮道英大禪定門位

○嫡男 式部少輔道実

妻今西越中守娘之

大永五年十月廿日生大平村土居館童名亀王丸

天文十年五月二日元服加冠祖父虎五郎号

永禄三年父跡相統

永禄十年九月十一日歿四十壹歳

霜向院明王願了知円禪定門位

○嫡子 松寿丸

天文十一壬丑年三月五日生大平村土居館

永禄元戌午年四月廿一日拾七歳早世ニ付観月院円光大守禪定門位

○二男 内蔵介茂政

享禄四年四月十日生同館

元亀三年七月廿八日豊楽寺本堂造営

天正七年十一月五日病床折歿四拾九歳

賢徳院弘長茂政禪定門位

○嫡子 亀王丸

天文十八年六月朔日生誕

永祿三年十二月十日拾貳歲早世

陽光院満山紅隣禪定門位

○三男 中務丞実吉

妻豊永美濃守賀定女之

天文四年六月廿九日生大平土居館童名光久丸

天文十七年九月七日元服三郎実吉

天文廿四年五月八日豊楽寺鐘勸進

兄与本願相統大平村土居居住

秦氏ノ旗下ニ与力セシモ先祖代々領地執政ス

天正四年春三月元親公此代初仕阿州大西城攻時道案内被召出之

天正四年冬長宗我部元親公江飛脚遣大西覚養一旦味方属之处三好阿波守長治之催促依覚養先約違変致候与乃事自

大西口ヲ差塞当国之通路止近日彼地江御馬向ラル事由

天正四丙子年霜月

宮内少輔元親宛手紙

天正十年八月廿六日戦死

阿州中留川原合戦四拾八歳

徳光院善入蓮長吉禪定門位

○四男 左馬亮実友

天文七戊戌年五月五日生

○五男 左近将賢実成

天文九年七月廿五日生

○六男 大炊助重時

天文十一年二月七日生

○七男 新左衛門尉実正

天文十三年十月十二日生

○八男 雅楽助定泰

天文十五年九月一日生

○二男 美濃守質定

但馬守

永正六年九月十八日大平土居

(註 越後守資貞二男か)

○嫡男 四郎左衛門尉道吉

下ノ土居西住居秦氏ニ仕フ

○二男 新介政景

○弥六清貞

豐永郷高須住居

○縫殿助兼友

○左馬丞道忠

菲生柳瀬五郎兵衛貞重女之妻

○次郎兵衛重勝

豊後国戸次庄戦死

○弥九郎広康

龜岩城主秦氏ニ仕フ

○久兵衛重房

中務之

○嫡男 權之進道春

五郎右衛門改

天文廿四年三月十八日大平村土居館生誕

童名市十郎

天正元年四月二日元服權之進道春

室五条氏娘之

先祖小等原越後義長岡郡豐永惣分領知仕ル中務代ヨリ元親ニ仕ヘ大平怒田久次三ヶ村於百八十石余領ス中務伴五郎右衛門ニ至リ盛親歿落ノ後其後豐永村浪人ト成居在候由小等原名字豐永ニ革候訳先祖小等原越後四代目孫豐永ト革候

五郎右衛門山内家ニ被召出候

一豊公御代慶長六丑年御入国之砌本山一揆起騒動仕ニ付早速浦戸御城江伴与右衛門召連罷出山内記迄右之趣言上並豊永静証之訳ヲモ呈達仕ニ付内記召連登城仕リ御目見被仰付御直意ノ趣ハ先年秦元親ト本山式部ト軍取合八九年有之由此度茂読人可申来トノ届出候

五郎右衛門言上任候バ本山式部ト予州阿州之者兵糧ハ合力任ニ付本山永々拘リ候満天此度ハ百姓一揆殊此節隣国ヨリ合力可仕様無御座候間早速一揆落去可仕ト言上任候バ左茂可有儀ト御意遊レ候然者急度本江山江罷越一揆ヲ静候様御意ニ付当人質与右衛門浦戸ニ残置本江山江罷越一揆共ニ申聞候

御貢物免間御下リ其上及迷惑候者ハ未進米ヲモ仮差指諸役ハ御赦免ト成候様遂御所遣候間先在所江罷帰候ト申含メ候処一揆共販服仕リ在所江罷帰候

大将高石左馬助同吉助讃州ニ立退キ申由

同七壬寅年十二月浦戸御城江被召出去年於本山一揆起リ候節小々御奉公振リ仕付為御褒美知行五拾石余被下置御折紙拝領之

以上

為支配豊永庄入之内ヲ以五拾其扶助候今度本山表之儀ニ付而精入致忠節之由候条則為褒美始比向後弥々其許之儀万事無油断様可申付候儀肝要儀也

二月廿日

一豊御書判

豊永五郎右衛門遣之

右之外御判物御折紙被下置候略仕之

一豊公御国廻リ節御宿被仰付御胸服拜領被仰付之候由

忠義公御代御掛物一幅天祐寛書御樽有等頂戴之仕御先代様江色々御献上仕候ニ付御書被成下數十通取持仕候寛文十三年十一月二日病死八拾参歳

円照院秋月青寛禪定門位

○嫡男 与右衛門

文禄三甲午五月廿一日大平土居館生誕

忠義公御代御步行被召仕御供相勤其後父五郎右衛門老衰仕付遂御所宛儀被召上

豊永惣支配代勤仰付之

妻与右衛門実母ト血縁之娘也

慶長三年九月六日生

元和元年十五ケ年勤之卒ス

寛永六年正月十七日病死行年参拾六歳
觀礎院月空宗珍信士位

○二男 次右衛門尉小伝次

慶安元戌子年四月廿五日生大平土居館

忠義公御代承応二年野取領知ヲ以百人者郷士ニ被召出之年数三十二ヶ年相勤之
貞享元年九月三日病死三十六歳

○三男 新之丞

明暦三丁酉年九月四日生大平土居館早世

○四男 喜三右衛門与三郎

承応三甲午年十月二日生養子相成

○五男 新五郎高次

万治三庚子年二月十一日生右同

後革藤大夫堯次

忠義公御代延宝元年右兄跡豊永郷中大庄屋役被仰付之

本家大平兄五郎右衛門ト同居仕リ御処居宅大滝村ニ仕リ役目相勤之

堯賀之

○嫡女 菊女

承応元年七月朔日生

同

○二女 竹女

万治元戌戌年五月二日生

○嫡男 五郎右衛門尉源堯政

延宝四丙辰年九月廿一日生大平土居館

幼名右太郎貞享五年三月二日元服權之進堯政

妻本山土居御留守居組志和彦惣定俊娘之吉女

元禄四年七月廿八日出生

豊昌公御代貞享二乙丑年惣領御目見被仰付之

元禄六癸酉年十二月廿日父跡目無相違被下置之

元新田役地高百七拾余石余之内弟弥四郎江被下置知行ニ御引直ニ仰付之

豊敷公御代宝曆六年四月十七日病死八拾壹歳

頓覺院眺照見清信士位

○二男 松之進堯氏

藤次郎早生

延宝六戊午年十一月十八日生誕大平土居館

妻樟庄太進儀種二女

○三男 弥四郎堯吉

天和三癸亥年六月十二日生同館

豊昌公御代元禄六丙酉十二月廿二日格別被召出父跡目兄五郎右衛門江被下置候養父五郎右衛門之取持新田役地百七拾四石余之内七拾石余之被下置御留守居組被召出之

豊永押へ役被仰付之

享保十四乙酉年九月廿四日病死

○嫡女 孝女

元禄二己巳年四月十日大平村土居館

○嫡男 五郎右衛門堯房

豊昌公御代宝永庚寅年五月廿一日生大平村土居館

幼名市十郎

豊常公御代享保七年六月二日元服十三歳加冠前野権八権之進堯房

妻御留守居組森本与八郎宜久娘之露女

家之紋所左一巴享保十二丁未十二月廿日出生

享保八癸卯年二月四日惣領御目見被江戸代礼ヲ以為請之

豊敷公御代宝曆六丙子年七月廿一日父跡目無相違下置之

○二男 源太左衛門堯明

享保八癸卯年十二月十日生大平村土居館

宝曆十年十一月十四日病死参拾八歳

嫡女

良女正徳元辛卯年正月廿七日生於大平土居館

嫁先武門御留守居組横山彦右衛門友成二男

横山重之丞友重妻紋所扇焉之字

又藤丸内二重
北紙卜字

○二女

栄女正徳三癸巳年十月八日生同

嫁先同姓横山格之丞之妻

○三女

清女正徳五乙未年九月三日生同

嫁先同横山捕喜三衛門之妻

○四女

久女

豊永弥四郎堯則之妻

享保三戊戌年十一月六日生同

○五女

通女享保十乙巳年五月廿一日生同

○嫡男

甚右衛門尉源堯尚

延享三丙寅年六月三日大平土居屋敷生誕

幼名藤五郎

宝曆八年九月十八日元服加冠松田氏權之進堯尚

妻武門御留守居組佐藤仁七郎和幸改茨木十太夫和幸之娘豹女家之紋所九ニ橘

御母御相伴格医池田道玄陣年之娘

延享元甲子年二月十八日生誕

宝曆八戊寅年三月朔日惣領御目見被仰付之

同十一年二月三日父跡目無相違被下置之

豊策公御代寛政九丁巳年九月式度豊永郷中之村ヨリ願筋有趣ヲ以百姓共不埒之儀相含候節彼是厚相心掛候趣相違当

然之儀トハ申畢竟兼テ心得方宜件之次第之金子三百疋被成遣之

文化四丁卯年八月廿六日先達テ家来ノ内不埒者此趣紙面ヲ以奉達申出候然ニ近来召仕方不出来之向モ有趣相聞不心

得之至且其条仕思召当儀有候
去ル二十二日慎仰付置候処前躰ニ被差免之

文化五戊辰年六月九日先達而前並明神御宮御建立ニ付厚存入寸志差出御受納仰付御満足仕リ思召御褒詞被仰付之
 安永八乙亥年十月廿六日豐永郷定福棟上ニ大守様御直々來御宿仕候
 文化六乙巳年正月十六日病死六拾四歳

芳春院淑陽道榮禪定門位

○嫡女 勝女

宝曆三癸酉年六月十一日出生

寛政五年七月十五日病死四十一歳

堯尚之

○嫡男 五郎右衛門尉源包堯

宝曆十二年壬午三月十三日大平土居屋敷生

幼名兼治

安永四年四月六日元服加冠茨木十大夫銀治包堯

妻隅田孫九郎娘之早世ニ付豐永源次右衛門之子熊之進妹常女

安永三年三月三日惣領御目見被仰付之

文化乙巳年六月十五日父跡目無相違被下置之

父供養為奉願弟共姉妹共子安地藏謹勸請建焉

文政九丙戌年五月十九日病死六拾五歳

青寿院隻教円覚禪定門位

○二男 織之助和朝

茨木銀八和直養子

(以下略)

○三男 彦九郎正固

御留守居組間弥五八正勝養子

(以下略)

○四男 寿之助和幸

兄織之助養子成茨木家継

(以下略)

五男 愛之助堯清

兄ノ子堯良幼少ニ付包堯跡目相統武芸達者

中略

天保十四癸卯年三月十三日先達而居宅ヨリ出火ノコト届出十一日許サル略

以下子供六名有略ス

○嫡男 覺之進堯良

文化五戊辰年九月十五日生大平土居館

文政十二乙丑年十二月廿五日包堯跡目相統

(以下略)

堯良之

○嫡男 藏馬堯秀

弘化元年六月五日出生

明治五年太政官布告依士族被仰付之

(以下略)

右系図は、豊永小笠原の正統である小笠原幹夫氏(高知市在住)が高知県立図書館に寄贈した資料による。

四 都 築 氏

阿波伊沢及び豊永小笠原氏の重臣に都築氏がある。阿波都築氏は、伊沢城の周囲に今も尚二十余戸現存している。その一族の伝承によると豊永から移ったものであるというがその確証をつかむことはできない。

さて都築氏の出自については諸説がある。大田亮博士の「姓氏家系大辞典」から抄出すると、

都筑 ツヰキ、武蔵国に都筑郡あり、和名抄に豆々岐と註し、万葉集に都筑郡とあるを初見とす。また遠江に此の地名あり

1 利仁流藤原姓、斉藤氏の族にして、武蔵都築郡より起る。尊卑分脈に「(河合斉藤) 助宗―左衛門尉成実(左兵衛為永の子と為る)―成行(坂南太郎)―成利(都筑四郎)―利用(都筑民部丞從五位下)」以下略

2 小野姓横山党ツヅク条を見よ

3 此の氏は、東鑑卷十五に都筑平太、十九に都筑三郎二十八、四十二に都筑九郎経景、三十二に都筑左衛門尉、都筑左近将監四十に都筑右衛門等見えその後太平記卷二十四に「時の所司代都築入道、二百余騎にて云々」と後世当国埼玉郡に都築氏の名族あり。

4 清和源氏大田氏族、都築氏にして大田資房の子資清の後也と云う。

5 志村氏族遠江の都築氏にして家紋菱。以下略

6 三河の都築氏、当国碧海郡の名族にして、伝へ云う、武蔵都築郡より起る。斉藤氏の族にして、以下略

7 松平氏族三河の都築氏にして松平信忠の男佐渡守親直、押鴨氏を称す。その子清太夫忠政(宮内大輔忠康とも)に至前項氏を冒して都築と称す。以下略

後略

津築ツヰキ正倉院文書に「遠江国浜名郡津築郷(天平十二年)」見え、後世都筑邑存す。

このように都築姓の出自についてはいろいろあり、あとに記す豊永都築氏の出とはことなるところが多いが以上で見る限り、藤原姓斉藤氏の族で、武蔵国都筑郡から起ったとの見方が強いようである。これについて堀田璋左右氏もその著「吾妻鏡標註」で、文治元年(一一八五)乙巳十月二十四日の南御堂(勝長寿院三十三間堂)供養あり、二品並に御台所等堂上御出座の警護に源家の随兵一〇六人、畠山次郎重忠、三浦義澄、小笠原長清等ありその内一人都築平太に ついての註に、

都築は藤性にして、斉藤実盛の族なり。武蔵国都筑郡都築党は平家物語に見えたり。

とあり、武蔵の都筑郡齊藤氏の族をとっている。

さて大豊町の都築氏について、以下詳述することにする。

大豊には小笠原、豊永、上村等の源氏三菱紋について、菊桐紋を使用する都築姓がある。

天文二十四年（弘治元年（一五五五）五月八日の豊永豊楽寺鏡勸進帳に記された武士の氏名に、都築兵部丞、同惣五郎、同奇三郎、同隼人、同善助、同衛門、同弥十郎とある。さらに天正二年（一五三三）御堂修造奉加帳に、都築平兵衛尉、天正十六年（一五八八）豊永地検帳に中屋都築兵衛左衛門、同都築善助、安野々都築隼人川戸都築猪助、下土居宮ノ上都築又次郎、ナカジマ都築甚丞、下土居都築榮之郎左衛門がある。

以上は秦土録に載せられた土格の人々のみであるが、武士以外集団部落で都築姓の多い部落は、大久保、安野々、東土居、西土居、八畝立野、大平等である。

(一) 都築氏の祖霊社

都築氏の先祖を祀った社は、徳島県阿波郡阿波町伊沢本村都築始祖墓上に大きな石を建ててこれに記録してある。このことは既にのべた。

豊永では、安野々の若宮八幡宮に、小笠原氏について来た都築隼人を祀っている。

また東土居の松尾神社境内に筑紫若宮、俗に都築若宮がある。室町時代には、この地は植田郷後山境村豊永といつて（天正地検帳）土佐州郡誌にも、土居を下土居と書かず、「豊永」と記している。この豊永の地名は東西の土居が中心地である。

南路志にも土居の部に都築若宮とある。

同社の棟札に

奉造立若宮一字于時享保十六亥年（一七三一）九月十日

本願都築伝左衛門神主西村丹後進

奉新造築若宮正八幡宮鎮座守護願主庄屋都築源助于時二壬戌（寛保二年で一七四二）六月吉日

願主都築与惣次同八畝村庄屋善之進奉新躰造宮若宮八幡宮鎮座守護神主西村丹後正京都七条大宮大仏師三谷左弁亮之作

願主庄屋都築源助都築与惣次八畝村庄屋都築善之進寛政十一年（一七九九）九月

本町安野野 都築貫一郎氏所蔵「都築系図」人皇六十九代御朱雀院の頃 正月二十三日元祖唐橋天皇 天皇以来簡木姓代々連

続 然に京都焼失の頃 内裏悉く回録 ここに簡木なる者 仮に竹仁弓柱□空遠志津礼□難除無恙 其身共堅固 即為褒美

簡木之由緒遠毛有 都築政可遣者歟 亦都遠竹仁工築登云義 遠毛兼改者也

紋者菊桐可遣也

撰政 前関白 太政大臣

薊 (花押)

寛徳元年（一〇四四）

翌申正月十二日 新都築奈留者江

添書

一、名字大刀家来に至まで子々孫々え伝末代尤家来分限相応に可抱

一、城屋 鋪門之儀如何様に作事候共勝手次第也

一、居国に備無之難儀候者早速可申上引取及作配者也

一、於住居国相応無之取扱有之者無油断可申上候

一、何事而茂願出者存寄之儀有之候得バ早速聞届者也

右之廉々指免儀守愈厄守伝者也

摂政前関白太政大臣

寛徳元年

毛力

(花押)

翌〇〇正月十二日新都築奈留者江

系図

唐橋天皇 保曾院 伊予守中將 簡木右衛門中春 左右門陸春正 簡木家之守安正 簡木次郎九郎安清 簡木左近右門清正
 簡木鳥羽丞正家 宇右門守通正 善八正国 簡木伝次正義 同新吉正長 西頭守正春 新左右門正也 施薬院常義 美作守当
 正 長兵右門正夫 都築仁右衛門正美 都築志摩守政家 同信政 同藤之丞正定 同島之助定春 同左右衛門春久 同九郎左
 衛門久法 同惣平法有 同与左右衛門正 久有政 同六郎左右衛門正国 同彦左右衛門正久 同源助正義 同次左右衛門正元
 同左衛門正春

(二) 都築文書の検討

この文書でまず唐橋天皇である。皇統にはこの天皇の謚名おくりなはない。唐橋氏は姓は菅原贈太政大臣道真の玄孫の文章博士従四位上下総介孝標の男、贈従一位彈正大弼大学頭定義の四男、贈従三位式部大輔在良から出ている。在良九世の孫従二位在雅がはじめて唐橋を称した。以来子孫が代々相ついで唐橋姓で明治に及んでいる。つぎにこの時代は京都に火災がつぎつぎとおきている。

この時は平安後期で、後一条天皇は長元九年(一〇三六)四月に御讓位になった。そして御朱雀天皇が即位。長暦

と改元した。

長暦三年（一〇三九）六月に平安宮が火災。同年の九月に京極院が火災で神鏡が焼失。同年の十二月三条院が焼亡し遷御せられた。長暦四年（一〇四〇）は改元して長久元年。その十二月再三度一条院が焼失。

寛徳二年（一〇四五）正月御朱雀天皇御譲位になられ、尊仁親王御即位。七〇代の後冷泉天皇である。寛徳三年は永承元年になる。

御朱雀院は落飾崩御された。

さて、当時の摂政関白太政大臣は藤原定頼である。定頼も同年の寛徳二年三月歿している。寛徳元年甲申（一〇四三）正月十二日の文献は、当時の史実と符合している。

そこで考えられることは、都築氏は内裏の北面か、西面の武士として守衛の役をしていたものであろう。それで藤原氏または菅原氏に属していたものと考えられる。

長暦二年（一〇三八）六月以来たびたびの内裏の火災で、彼は臨機応変の策をした。それは竹でもって黒木の御座所を造営して仮のご避難所とした。この竹が筒木である。竹の御殿筒木のご殿で御嘉賞をうけ、筒木が都築の姓をいっていたものか。

大豊の東土居の氏神社を、大原、小原、松尾神社と言う。これは京都の地名と同じである。

西土居の氏神社も来巢神社くまのすけと言う。京都府宇治郡に北小栗栖くまのすけ、南小栗栖の地名がある。しかも氏神の祭日も三部落とも同じである。

また安野野の氏神の貴船神社では宵宮祭に神饌を调制するときに、まず土居の氏神さまへ一番に調進する旧儀が

残っている。これらのことから推察しても、また豊永、阿波の都築氏が同一原形の五三の桐の紋章を使用している点からも同一祖先であることがわかる。

それで都築氏は平安時代から禁裏守護の公卿付の武士として務めたもののようである。のち応仁の乱で京都は荒れ、公卿らは所有の荘園に引き籠る情勢となった。

四国路に落ちて来た人もあった。特に阿波吉野川流域は早くから甲斐源氏が来ており、正治二年（一二〇〇）には信濃源氏の小笠原長清が来ている。

承久中には豊永小笠原が入郷している。みな同族であるから互に境域を接して協力し、家来交流も当然あったと思われる。

阿波の阿波町と土佐豊永とに姓氏家紋の同じ同族の集団生活があることの発見はおもしろい。

(三) 小笠原、伊沢、都築の関係

先ず伊沢氏のことから書いて見ると、大田亮博士の「姓氏家系大辞典」によると、源氏、平氏と二流ある。一は清和源氏武田流、武田信義の子信光が右大将（頼朝）の時、石禾庄を賜わって石禾五郎と号し又伊沢と号すとする。一つは、阿波伊沢氏でこれは平氏とある。その系図に平忠常——忠将——常長——常景（千葉四郎）——信景（伊沢四郎母武田義清女）この人甲斐国石和庄に住む。源義朝に仕えて度々軍功を顕わし十七騎の一人という。常景の子家景かぎ従五位下左近将監、伊沢四良太夫、母は逸見冠者清光の女、治承元年より源頼朝に随従して奥州伊達泰衡征伐の砌、粉骨つくし勅戦忠国、右大将御感浅からずと称し、勳賞として阿波国日鷲山向伊那佐和庄に居住、同三年己亥三月、一千町歩之

采地を賜う。伊那佐和を伊沢郷に改め、又、伊沢庄と改む、同四年伊沢城を築くとあり、代々伊沢庄に住してそれぞれ名あり、四位、五位に叙せられている。降つて高綱従五位下播磨守、四郎兵衛と号し小笠原宮内太夫頼清の女を室とするとある。

この伊沢氏を源氏である。又は、平氏であるというのはこの辺から生じたものであろう。出自は千葉氏であるから平氏であるが信景の母は武田義清の娘であり、その子家景の母は又、逸見冠者清光の娘である。二代に亘つて源家一流の娘を母とし妻としているので源氏という平家という論が起るのも又当然と見て良いのではなからうか。だが内室はどうであれ、出自が千葉氏であれば平氏であることに間違いのないことであらう。

そこで西村自登氏の伊沢、小笠原、都築の關係についてさらに研究を要するといわれている点であるが、伊沢、小笠原の關係については、伊沢氏の阿波に下ったのは、治承三年（一一七九）の頃である。采地一千町歩といえはた領主である。これよりややおくれて佐々木経高が守護職として阿波に下国しているので、伊沢氏は守護には任命されなかったようで、佐々木経高が失脚して信濃の小笠原長清が阿波、淡路の守護として下国するのは、正治二年（一二〇〇）である。伊沢氏と長清の下国とは約二十年の差がある。何れも頼朝の御家人として顔見知りの間であつたと推測できる。伊沢氏の代も下つて家景より九代後の高綱は前述のように大西城主（今の池田）小笠原宮内太夫頼清の娘を妻としている。高綱より五代目の頼俊も又一宮和泉守成長の女を室としている。

そこで豊永小笠原氏との關係であるが、俗に小笠原備中守資宣号豊永の妻は、伊沢四良兵衛高綱の妻と同じく、小笠原宮内大輔頼清の娘である。伊沢高綱と備中守豊永とはその妻を通じて兄弟の間柄にある。このような關係で、南北朝争乱には或は宮方として氣脈を通じ、又、長宗我部との東坂本（岡豊）の戦にも豊永方は阿波勢を語らいとあるの

で、伊沢氏の助けを借りる等代々深いつながりがあつたと思われる。

伊沢及び小笠原、都築の關係は、西村自登氏の調査によると、阿波伊沢城のある周辺に今も都築姓を名乗る者が二

十余戸あり豊永都築とのつながりがありと思うが定かでないといっている。これは別項都築の項で書いたように都築氏が武蔵国都筑郡より起ったとすれば、武蔵児玉党と共に頼朝に随従して阿波伊沢氏の先祖、又、豊永小笠原氏の先祖と共に頼朝の軍に参加し、各地で随兵として共にあったことが、太平記、吾妻鏡等に見えている。そのような関係で伊沢左近将監家景が一千町歩の采地をもらって阿波に下国し、又、小笠原信濃守長清が阿波守護職として下国し子孫阿波に於て繁栄するにつれて、その勢力を強大ならしめる為にも協力者が必要となる。そこでかつての知人都築氏を彼等の重臣として呼び迎えたか又、当初下国から一しよに来国したものであろう。小笠原、伊沢、都築の関係について以上考察した。